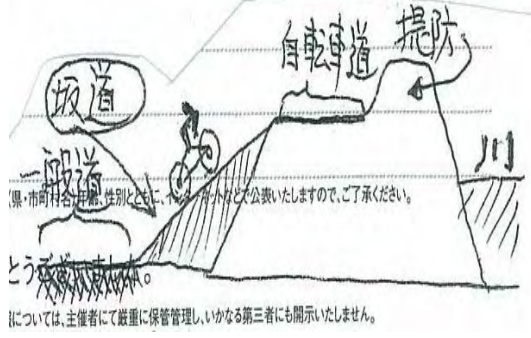


整備計画(原案)に対して頂いたご意見

【平成20年2月6日現在】

多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>地球温暖化により、数年前から車運転を止め、出来る限り自転車を利用している。河川の堤防上を上流から下流への自転車走行が夢です。</p> <p>今後は堤防のところどころに自転車用の坂道を作って下さい。この道は車輛用でなく、歩行者、自転車の専用道を作り、どの地域からでも(坂道の数は多い方が良い、とにかく健康に良い)自転車で堤防の道へ上り、自転車走行を楽しむことができる。</p> 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>水辺のふれあい拠点や河川利用施設、沿川の名所・旧跡等を結ぶ、遊歩道、散策道、サイクリングロードなどの整備を推進し、川と人とのふれあいネットワークを構築していきます。</p> <p>また、川と人とのふれあいの増進のため、引き続き、地域のニーズの把握に努め、水辺のふれあい拠点の整備に関する計画の追加・見直しを行い、順次整備を行うこととしています。</p>	第3章第2節第3項2(3) 河川利用・水面利用の適正化
原案に対する意見	メール	<p>木曾川水系河川整備計画に関する意見と要望</p> <p>この整備計画は、木曾三川地域全てに対等・平等な整備計画であり、地域の特性を評価反映され、「治水・環境・維持管理」手法を現在の最高の知見で検討・計画されたものと信じております。</p> <p>今後は、刻々変化する、「地球環境や社会環境」に応じて基本計画にとらわれず柔軟に対応させることが重要で、それには、詳細な整備工程表も必要です。また、今回、未計画の整備区間や、整備計画の詳細メニューについての継続計画も要望します。</p> <p>適正で、適格な事後評価の結果や変更内容等を、常に情報公開され、また、住民への情報の普及方法についても、十分に検討されるべきであると思います。</p> <p>最後に、この大計画の推進の結果が、「地域の安全・安心な社会と環境の維持」として、住民が目に見え、肌で感じる整備であることを、また、今後も定期的な「懇談会」の開催を強く希望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川整備計画(案)は、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めることとされており、整備スケジュールについては、今後、具体的な事業計画を検討していくなかで対応していきます。</p> <p>また、河川整備計画(案)は現時点の流域における社会経済状況等を前提として策定したもので、策定後に新たな知見、技術の進歩等により必要がある場合は、対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしています。</p> <p>情報提供については、広報誌やホームページ等への掲載を通じて地域住民の皆様にも周知するよう努めているところですが、情報の普及方法については、引き続き検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。</p> <p>今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。</p>	第2章第2節 整備計画対象期間 第3章 河川の整備の実施に関する事項

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する 意見	ハガキ	<p>①市役所土木課で閲覧した、貴所の木曾川水系・・・(原案)は素人のわたしには分かりにくいので、別紙に私案を書きご送付します。</p> <p>②知ることの完成は、例えでいいますが、学問は、航海で富士山が見え安心し、港に着いて喜び、上陸して初めて日本に来た実感が分かると、同様学問このときも真に分かったと同じで、木曾三川も実地に現場にきて、河の姿・岸部の様子が分かり、ここは、どのようなのがベターとわかります。百聞は一見に如かずです。</p> <p>③頑強・安全なコンクリートの堤防に殆ど変わり安全この上はなく嬉しい限りです。だが、しかし欲が深いか知りませんが、真夏にはコンクリートが直射日光で暑くてたまりません。地球温暖化の協力も兼ねての提案ですが、</p> <p>イ. 堤防の斜面に蔦などを植えて直射日光を避ける。</p> <p>ロ. 河の流の水を汲み上げ堤防上より横にパイプを置き穴をあけ、水を流し落とす。この場合、毛細現象か、水車の組み合わせか、考えて電気などお金のいる動力元を使わない工夫をする。</p> <p>ハ. 葦が植えることの出来ない岸は、細長い樹脂製の箱をつくり岸に取付、その中に葦を植える(この場合洪水などでも護岸の勾配に合わせて上下ができるようにする)</p> <p>ニ. 各市・町・村が河と水の知識教育に努める。</p>	ご意見ありがとうございます。実施にあたって参考にさせていただきます。	—

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>千本松原を日原の渡し迄つなげる、そのためには現在の守る会の活動をパワーアップする支援が必要です。活動のPRとか募集案内とか広報支援する。</p> <p>①歴史で語られる松は多々あるが後年歴史に語られる松づくりにには意義深いものがある。</p> <p>②市民力でできる事とできない事がある。行政においても同じ事が言える。</p> <p>③土地は行政が提供し、市民ボランティアは労力を提供する協働作業の仕組みづくりが必要である。</p> <p>④無用の用を知らざれば有用の要は知りえない。</p> <p>⑤自然界の環境に対する施策は百年の計でもって成すことが常道である。</p> <p>親水事業の整備はその場へ行って水に触れてこそ真価を発揮するもの尾張大橋(木曾川)より下流部左岸においてそれらしき場所は整備されたが運用法問題がある、堤防道路から進入できない様に管理されている。もっと開放的な運用方法が必要です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>地域の方や関係機関と連携を図りながら適切な河川整備・管理を実施していきます。なお、ご意見を踏まえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。</p> <p>今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。</p>	第3章第1節第3項 3地域住民やNPOとの連携の推進 第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	ハガキ	<p>この度、木曾川左岸江南市に花卉公園が開場した。広くてゆつたりのとても素晴らしい所です。今後益々の充実と規模拡大を期待してます。名古屋・一宮・岐阜・春日井等々都市人口の大きな利用者ターゲットのバックが大きい割に交通の便の悪い所です。利用者側の立場からすると、マイカーでしか行かないし、パンフレット地図で場所を示されても途中の道が不安だったり、公共交通機関からは遠く離れているし本数も少ないなどの問題があります。</p> <p>そこで名鉄江南駅から出てるユートピア行き乗合タクシーを延長したり、市町の巡回バスの経路変更したり、笠松からアクアト・138タワー・花卉公園・くすり博物館ユートピアを巡回する新しいコースを作るなど来場者の足の便を確保して下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>おかげさまで木曾三川公園は年間830万人の方に利用される公園となりました。今後もより利用される場となるよう、関係機関と十分な協議・連携を図り議論を深めてまいります。</p>	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>揖斐川右岸、養老町大巻地区 大巻川と五三川の排水機場一帯は漁協組合員はじめ周辺住民や遠くは岐阜市や名古屋市からも人がきてくれる絶好の魚釣り場です。ところが交通機関の便がわるく皆さん車でくるため駐車スペースが少なく一部交通に支障をきたす問題もおきています。</p> <p>とかく何かとギスギスしたこの世の中、せめてこの場所で1日のあいだ心にうるおいを求めて集まるこれらの人々のためと住民のためにもこの一帯を駐車場付きの小公園化して頂き、深い自然に囲まれ、親水を直接肌で感じられる野趣豊かな魚釣りや自然観察とうるおいが得られる場所に整備して頂きたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 公園等の整備や管理は、市町での対応となりますので、いただいたご意見は、関係機関に情報提供します。</p>	第3章第1節第3項2(1) 水辺のふれあい拠点の整備
原案に対する意見	ハガキ	<p>揖斐川のそばで生まれて育ったものです。小さい時から泳いだり、川で魚を釣ったり取ったりして育ってきました。大切な川です。</p> <p>もう少し川床を取ってください。川の流れをよくして下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)では、必要な河道断面積が確保されていない場合には、河道掘削を実施していくことを記載しております。</p> <p>また、揖斐川では、揖斐川特有の豊かな湧水・水際環境を保全・再生するとともに、床固や堰などの構造物や濁水時の瀬切れ等により失われている連続性を回復し、生物のすみやすい河川環境を保全・再生することを目標とし、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曾三川らしい環境を目指します。</p>	第3章第1節第1項1(1) 河道掘削・樹木伐開 第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>岩屋ダムの運用 岩屋ダム付近の降雪、降雨量は計画当時とかなりの変動がありVカット時の回復期における雪解け水、降雨量が非常に少なく、ほぼ毎年予測通りの回復が見られない状況であります。この事から、平成13年には中部地方整備局、木曾川上流工事事務所、東海農政局等に可茂用水道利水市町連絡協議会、木曾川右岸用水土地改良区連合よりVカットの運用見直しを要望しました。</p> <p>その結果、いろいろ検討されましたが減電や電力会社の設備の問題等により見直しはなされず中呂導水の弾力的な運用が容易にできることとなりました。</p> <p>ただしこれには借りた水は返すこととなり、発電専用貯留量への振り替えができなくなった場合で電力会社が損失を被ったとき又は覚え書きに定めのない事項の取り扱いについては別途協議するものとなっております非常に大きなリスクを背負った運用となっております。</p> <p>ダム建設当時のアロケの問題もありますが、電力会社は水力だけでなく火力、原子力等代替え措置がありますが我々水道、農業用水の利水者にとっては水に変わるものはありません。</p> <p>気象状況の変動、農業形態の変化等により安定した水需要が図れるよう今一度ダム運用の見直しを検討されたい。</p> <p>例えば、Vカット回復時における利水分の貯留ライン上でなく期間中流入した分は総量利水分貯留とし早く計画容量まで回復させるとか、電力会社に負担のかからない方法が出てくるものと確信しています。</p> <p>今回の整備計画では既得水利権の見直しも検討されているようですがこの際電力会社の水利権も見直しを図り新規利水者の救済も考慮されることを強く要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新丸山ダムと木曾川水系連絡導水路の建設を促進し、渇水時でも河川環境の保全に努め、水利用でも渇水時の被害を最小限に抑えるため水利用者相互間の水融通の円滑化、ダム等の総合運用の実施に関わる対策及び節水対策について関係機関並びに利水者と連携して推進します。</p> <p>また、異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めます。</p>	第3章第1節第2項 3渇水時及び異常渇水対策
原案に対する意見	ハガキ	<p>河川を自然に回帰させる社会的要請を受けての新河川法により、木曾三川水系に新規ダムを建設しないという計画を歓迎します。</p> <p>河川の連続性の確保の点で整備計画は「河川の整備と保全」でもっと力点をおいて欲しい。特に牧田川の第20、23床固の改築では充分機能する魚道を設置してもらいたい。(この計画は2-3年で実現を)又、県管理に於いても有効な魚道である様行政指導を願う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>魚がすみやすい川づくりのため、魚類等の移動の障害となっている床固、堰について関係機関と調整を図り、魚道の設置、改善等を推進することとしています。現在、揖斐川・根尾川において床固の魚道の改善を実施中です。今後、牧田川に関しては改修とあわせて検討していきます。</p>	第3章第1節第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>導水路計画の第一に渇水時の河川環境の改善をあげているが、その根拠が疑問。そもそも河川を水路の様につなげて生態系をこわす元である。そもそも長良川に河口堰を作って長良川の生態系を大きく変えた。国に口にして欲しくない。</p> <p>人口が減っていくこれから第2の新規利水も必要なし。子供たちの負担をふやすだけ。節水と農業用水の転用などでいくらでものりきれぬ。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のような意見も踏まえて流域委員会で議論されました。</p> <p>その上で、木曾川水系連絡導水路は河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて河川整備計画(原案)に位置付けました。その後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して河川整備計画(案)としています。</p> <p>ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項 2(1) 河川環境の改善
原案に対する意見	ハガキ	<p>①水余りの東海地方に新たな水資源開発は必要ありません。異常渇水には既存のダム等の有効活用や水利調整で十分対応できると考えます。</p> <p>②河川環境の維持・回復のためにさらなる環境負荷を与える河川施設(ダム・導水路)をつくることはナンセンスと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のような意見も踏まえて流域委員会で議論されました。</p> <p>水資源開発基本計画については平成16年に見直されており、現時点で見直す必要はないと考えております。</p> <p>河川施設のダム、導水路は水循環系を健全化する施設です。加えて濃尾平野では異常渇水時には、地下水取水量の増加により地盤沈下が発生することからも、河川の維持流量を回復しておくことが、重要と考えております。</p> <p>ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項2(1) 河川環境の改善
原案に対する意見	ハガキ	<p>ヤマトシジミ等の生息を理由の1つに木曾川水系導水路計画が決められようとしていることに反対です。シジミのことを言うならまず長良川河口堰のゲートを上げて長良川のシジミを復活させて下さい。</p> <p>利水の点でも水余り状態であることは明らかであり、ムダな公共事業はもうやめにして下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のような意見も踏まえて流域委員会で議論されました。</p> <p>その上で、木曾川水系連絡導水路は河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて河川整備計画(原案)に位置付けました。その後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して河川整備計画(案)としています。</p> <p>又、長良川河口堰は、治水のために必要な浚渫によって河川に進入する塩水を防止するための施設であり、ヤマトシジミへの影響については関係者の理解も得ています。</p> <p>尚、利水については、平成16年に見直された水資源開発基本計画に基づき進めており、必要な事業だと考えております。</p> <p>ご理解願います。</p>	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>当改良区の区域は、御嵩町・可児市の一部を受益地としております。ご存知のようにこの地域は、名古屋市のベットタウンとして発展してきました。受益地の中も、点々とした農地転用により宅地化されてきました。</p> <p>農地については減っておりますが、農業用水路の延長については変化しておりませんか。農地のスプロール化により、利用形態が変わり上段から下段への田越しによる用水利用や、また、農業従事者のサラリーマン化により細かい水管理がなくなり、個別の農業用水の使用量については増えています。</p> <p>全体の水量については変わっておりません。かえって、ここ最近の異常気象による、少雨傾向により水の調整が大変で、水不足を感じています。今後、水利権の減量等の見直しについてはやめて頂きたいと思っております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>水利権の見直しに関しましては、使用水量の実態、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて適切に行います。</p>	第3章第1節第2項1(3)適正な水利権許認可
原案に対する意見	ハガキ	<p>木曾川・揖斐川・長良川の水質は、それぞれ異なるものである。揖斐川の水を長良川並びに木曾川へ、また長良川の水を木曾川へ放流する今回の導水路分割案については生態系に甚大な影響を及ぼす恐れがあり、木曾三川河口域に於いて漁場を有する私共漁業者にとっては死活問題であり、十分な環境調査と影響への安全検証を求めるものです。</p> <p>尚、此のことに関連して長良川河口堰の利水については従来の方針どおり堰直上流部での取水を厳守して下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>木曾川水系連絡導水路の事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努めます。</p> <p>なお、長良川河口堰で開発された水を通常取水する場合には「河口堰直上流から」との方針に変わりはありません。</p>	第3章第1節第2項2(1)②木曾川水系連絡導水路の建設
原案に対する意見	ハガキ	<p>徳山ダム導水路はせつかく作るのだからダム計画に拘束されることなく、未確定な将来をみつめて大規模な断面とすべきである。</p> <p>またこれを契機として水利行政を根本的に見直し、木曾三川全体で水利用が出来るような統合管理を強力に推進すべきである。ただし、流水の混合による環境変化については十分検討の上、影響を最小限とすべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>木曾川水系連絡導水路の断面については、経済性及び効果・効率を鑑み最適な断面を計画しています。なお、事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努めます。</p> <p>また、異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めます。</p>	第3章第1節第2項2(1)②木曾川水系連絡導水路の建設 第3章第1節第2項1(3)適正な水利権許認可

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>災害は何時くるか判らない。洪水対策にすべてに優先する施策である。可能な限り急いで実施して頂きたい。</p> <p>現在の整備水準において計画規模の洪水が発生した場合、どこが危険なのか(堤防を溢流する場所)それに対する当面の施策及び住民はなにを為すべきかを明確に示していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川の整備にあたっては、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。また、治水につきましては、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標として整備することとしています。</p> <p>どこが危険かというご意見については、事務所ホームページに木曾川水系の浸水想定区域図を掲載しています。</p> <p>なお、自治体においては、ハザードマップを作成しており、自治体と連携して住民への周知に努めていきます。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>第3章第1節第1項4(2) 被害を最小化するための取り組み</p>
原案に対する意見	ハガキ	<p>計画書をおくって下さい。</p>	<p>河川整備計画(原案)をわかりやすくまとめた資料として、河川整備計画(原案)-骨子-、河川整備計画(原案)-要旨-をホームページで公表しておりますので、こちらをご覧ください。</p>	<p>—</p>
原案に対する意見	メール	<p>徳山ダムの水の「利用」のために890億円の巨額の予算を使って導水路をつくる計画を知って仰天しました。私は徳山ダム自体が大昔にたてた計画を事情が変わった現在において、無理につくったものだと思っています。治水だ利水だと机上の理論を並べて、3500億円の税金を投じて無駄なダムをつくってしまいました。</p> <p>さらに、890億円を使ってその水を「利用」しようとするのですから、ムダの上にムダを積み重ねるものです。金城学院大学の伊藤達也教授は言っています。</p> <p>「国交省は、近年の『少雨傾向』やそれに伴う『ダムの供給実力の低下』など、都合の良いデータを引っ張り出して導水路建設を進めようとしています。導水路を造ることが目的になっている」と。</p> <p>過去の実績をみても、長良川河口堰も水質の悪化と魚介類の激減を招き、あり余った水の利用は進まず、周辺自治体の費用の負担だけが残りました。また再び、この間違いを今回の導水路計画で繰り返そうとしています。</p> <p>愛知県と名古屋市では合わせて450億円の徳山ダムの建設費の支払いをかかえています。さらに導水路で400億円以上の負担を背負うこととなります。水道料金の値上がり各家庭にはねかえってくる可能性が予想されます。導水路計画は徳山ダムがムダでないことを認めたくない人びとがつくった、ムダにムダを重ねた計画であるといえます。</p> <p>私は20年前に名古屋に移住してきましたが、その間、長良川河口堰、徳山ダムと巨大な事業をみてきて、木曾三川にかかわる事業が大土木会社の儲けのために利用されていて、周辺の市町村とその住民には環境破壊と費用の負担だけが押し付けられる構造になっているのを知りました。</p> <p>もう、いい加減で税金のムダ遣いはやめてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>同様のご意見に対する考え方についても、すでに木曾川水系河川整備計画のホームページにて公表していますのでご確認ください。</p>	<p>第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	三重県が進める木曾岬干拓地の高度利用を促進する為にも干拓地内の高潮堤防の建設を整備計画に入れて頂きたい。そして、安心安全な土地にして国土の有効利用を図る。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、河川整備計画(案)に、記載しておりません。木曾岬干拓地の高潮堤防整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行っていきます。	—
原案に対する意見	ハガキ	砂上の楼閣と言われますが、木曾岬長島の堤防は砂の上に出ています。木曾岬堤防の耐震検査と地盤改良を行い東海地震に備える。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のあった東海地震については、河川整備計画(案)に記載しております。なお、現在の対応状況につきましては、兵庫県南部地震と同規模の地震に耐えられる整備が完了しており、引き続き揺れが大きく継続時間が長い地震についての対応策を検討していきます。	第3章第1節第1項2(3) 地震対策の推進
原案に対する意見	ハガキ	安心して美味しい魚、ボラ、スズキを食する為にも河川環境整備計画メニューは適正であると考えます。	ご意見ありがとうございます。	—
原案に対する意見	ハガキ	水上バイク等も不特定の河川敷を利用されていますが、安全な河川利用を今後も推進して頂きたい。	ご意見ありがとうございます。 安全な河川敷利用・水面利用の推進にあたっては、河川は自由使用が原則であることから、河川利用者一人一人が、マナーを尊重し、安全利用のための留意事項、危険を回避する手段等を認識した上で利用することが重要であり、河川利用者等への啓発活動を行っていきます。	第3章第1節第3項3(2)② 安全な河川利用の推進
原案に対する意見	FAX	河道流下能力確保のため、河道掘削や流水の阻害となる樹木の伐開はやむを得ないが、生態系保全、防災の観点から極力河畔林は残して欲しい。	ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)では、水位低下対策として河道掘削や樹木伐開を実施する場合、動植物の生息・生育環境に配慮し、必要に応じて代替措置等により環境への影響の低減に努めることとしています。	第3章第1節第1項1(1) 河道掘削・樹木伐開
原案に対する意見	FAX	地球温暖化の影響か100mm/hの降雨が度々出現している。木曾三川流域は低平地のため、洪水時の内水排除が被害軽減となる。 排水機場の機能維持及び交換に万全を期して欲しい。	ご意見ありがとうございます。 内水対策については、背後地の状況変化等新たな内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて実施することとしています。 また、排水機場等の施設については、施設の有する機能が発揮されるよう維持・管理を行います。	第3章第1節第1項3 内水対策 第3章第2節第1項2(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	FAX	治水の安全度が向上していることや各自の立場のちがいがから住民の意見も多岐にわたり全てを反映することは不可能。治山治水は国家100年の計、継続実施することに意義がある。このことは過去の歴史が教えてくれている。最終的に誰が責任をとるのか考えて欲しい。個人ではない河川管理者なのだから。公共事業は不変の哲学継続が重要。逃げてはいけない。専門家としての「王道の道」を進んで欲しい。全ての世のため、人のために頑張ってください。エールを送ります。	ご意見ありがとうございます。河川の整備にあたっては、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で実施することを考えています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	ハガキ	堤防強度について質問 イ. 東海沖、東南海、南海各地の地震発生時に於いて対応出来るか。 ロ. 津波、高潮の現象に対応出来るか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘のあった東海沖、東南海、南海地震については、河川整備計画(案)に記載しております。なお、現在の対応状況につきましては、兵庫県南部地震と同規模の地震に耐えられる整備が完了しており、引き続き揺れが大きく継続時間が長い地震についての対応策を検討していきます。高潮堤防の設計は、所定の設計津波波高に基づき計算された高さも満足していますので、適切に津波堤防の役割も果たされています。	第3章第1節第1項 2堤防強化
原案に対する意見	ハガキ	河川敷有効利用について質問 長島周辺の河川敷でシーズン共になれば水上スキー、バーベキュー等の後始末は大変なゴミで清掃には一部ボランティア等が行っていますが受益者負担の原則で有料管理費等負担をして頂く様提案します。	ご意見ありがとうございます。ボランティアの方々による清掃活動につきましては、心から感謝申し上げます。河川は自由使用が原則であることから、河川利用者一人一人がマナーを尊重し、利用することが重要であり、河川利用者等への啓発活動を行っていきます。河川は誰もが等しく利用できる公共物であり、利用者から管理費を徴収することは、河川の自由な利用を妨げる恐れがあります。一部市町村等がグラウンド・公園などの目的で占用しておりますが、今後とも河川空間の適正な保全・利用を関係機関と図っていきたいと考えています。	第3章第1節第3項3(2)① 河川利用の調整
原案に対する意見	ハガキ	(強く要望)岐阜県海津市安八町地内 長良川、サルスベリ道路、伊勢湾河口より(36.5km)(西側道路)に国土交通省の建物があり(犀川浄水場)道がひどくSカーブになっているあの道路をまっすぐにするか、ナナメに橋を作ってSカーブをなくすようにする。ガードレールがこわれていた時もある。夜、特に危険である。 一旦災害になった時に特に危険である。 揚水場がじゃまである。 それから東海大橋が渋滞するから愛知県道79号の西の方に8号→120号→木曾川→東海大橋のバイパスをつくる(岐阜県道23号へぬける橋)木曾長良バイパス橋を作る(愛知、岐阜、国交省で話し合い)(東海大橋の南)	ご意見ありがとうございます。堤防は、洪水を防ぐことを目的とした施設であり、河川法に基づき管理され、一方、道路はその堤防を利用した施設で、道路法に基づき管理されています。道路機能の改良に関することは、道路管理者が実施することとなるため、道路管理者へ情報提供します。	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	クレール平田の男トイレの手の乾燥機を強力な物にかえる事。	ご意見ありがとうございます。 「道の駅」の管理者である施設管理者へ情報提供します。	—
原案に対する意見	ハガキ	道の駅を河川敷に多く作る事。	ご意見ありがとうございます。 河川敷へ「道の駅」を設置することは、出水対応の観点から、非常に難しいと考えております。	—
原案に対する意見	メール	<p>◎岩屋ダムのVカット運用について</p> <p>岩屋ダムを水源として、上水・工業用水を供給している岐阜県営水道の受水市町では、毎年の様に5月～6月頃には節水対策や節水対策協議会が行われております。実際に節水対策が行われたのは、平成になってからでも10回あります。中でも平成6年の異常渇水は、今でも忘れることができません。</p> <p>このように毎年のように節水対策に苦慮するところは、近年の降雨量や降雪量の変化も一因かと思われませんが、岩屋ダムの貯水量が毎年3月末に一気に減ってしまう、岩屋ダムのVカット運用が、大きなウエイトを占めていると思われま。現在、Vカット後の4月からの貯水量の計画水量までの回復は、あまり見られない状況です。このままでは、今後いつまでも毎年節水対策は続いていくと思われま。</p> <p>ぜひとも、今回の木曾川水系河川整備計画の中に岩屋ダムのVカット運用の見直しを検討していただきますよう要望いたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>岩屋ダムのVカットについてはダム建設時にダム建設の費用負担も含めて決められている計画で変更することは困難な状況です。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり節水対策を行う年が増えてきております。河川整備計画(案)では、渇水時の被害を最小限に抑えるため水利用者相互間の水融通の円滑化、ダム等の総合運用の実施に関わる対策及び節水対策について関係機関並びに利水者と連携して推進することとしています。</p> <p>また、異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めることとしています。</p>	第3章第1節第2項3 渇水及び異常渇水対策
原案に対する意見	メール	<p>◎岩屋ダム運用見直し</p> <p>近年は、異常気象により降雨量のバラツキなどがあり、最近特に、少雨化傾向にあり絶えず渇水に対する備えを常としている状況である。そうしたことから過去にもダム運用等について関係機関への要望等もなされてきましたが、現状としては自然が頼りで毎年こうしたことの繰り返しである。</p> <p>今回の河川整備計画の策定に向けては、河川水の適正な利用の面からも渇水対策を念頭に入れられ、利水は、日常生活の基盤として不可欠なものであることを再認識され、岩屋ダムの運用(現在実施されているVカット)について見直しの実現化を要望します。</p> <p>市民が安全で安心した生活を営むことができるためには、安定した供給が求められる今日、関係者の皆様のご理解により問題解決が図られ、安心した生活が確保できるようにご配慮いただきますよう、ここに強力にお願いするものであります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>岩屋ダムのVカットについてはダム建設時にダム建設の費用負担も含めて決められている計画で変更することは困難な状況です。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり節水対策を行う年が増えてきております。河川整備計画(案)では、渇水時の被害を最小限に抑えるため水利用者相互間の水融通の円滑化、ダム等の総合運用の実施に関わる対策及び節水対策について関係機関並びに利水者と連携して推進することとしています。</p> <p>また、異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めることとしています。</p>	第3章第1節第2項3 渇水及び異常渇水対策

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>私の住んでいるところは、海拔ゼロメートル地帯で、近年宅地化が進んでおり、災害の危険性が増大しております。</p> <p>特に揖斐川は、平成14年7月洪水のようにしばしば洪水に見舞われ、堤防強化の必要性を感じており、河川整備計画(原案)で計画されている、自然に配慮した堤防整備を早期に実施していただき安全・安心な暮らしができる様に要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川整備計画(案)では、三川とも戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として整備することとしています。</p>	<p>第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標</p> <p>第3章 河川の整備の実施に関する事項</p>
原案に対する意見	ハガキ	<p>自治会を通じて原案の公開と意見を求められたのでまとめて述べる(5項は新提案)</p> <p>1. 過去数回に亘りふれあい懇談会があり、出席時は付箋や意見を述べたが原案を見た所、何ら記入や追加がないので再度記す。</p> <p>2. 揖斐川右岸18.2km附近の堤防は伊勢湾台風時破堤寸前ぶかぶかとなり浸水も有ったので点検補強要する。</p> <p>3. 揖斐川右岸17~20km樹木伐開(他にもあると思う)。</p> <p>4. 揖斐川右岸19.6km附近般若谷の土石により川巾狭い。撤去を要する。</p> <p>5. 揖斐川右岸17~18km側溝約2年前土砂撤去した。3~5年毎撤去希望(これは新提案)。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>2. 河川巡視や点検及び定期的な縦横断測量調査の実施により堤防や護岸の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を確認しています。出水期前には特に地元水防団の方とも合同で巡視を行っています。</p> <p>3. 4. いただいたご意見は、河川整備計画(案)に記載しておりません。河川整備計画の河道目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道断面積が確保されていない箇所として、揖斐川においては、中流部(今尾橋上下流)及び支川根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川、肱江川において河道掘削や樹木伐開を実施します。</p> <p>5. 堤防の維持管理については、今後とも引き続き適正に実施していきます。</p>	<p>第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化</p> <p>第3章第1節第1項1(1) 河道掘削・樹木伐開</p> <p>第3章第2節第1項1(1) 堤防の維持管理</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	FAX	<p>私は岐阜に居住してから51年長良川水害、58年の美濃加茂の水害等を近くの災害として見てきました。水害は地震と同じように被害範囲は広範囲になり一挙に住民の生命と財産をなくしてしまう可能性があります。たびたび起こる災害ではないため、忘れ去られてしまうことが多いと思いますが、たとえ百年に1回しか可能性がないからといって備えを怠ることはできないと思います。</p> <p>現在徳山ダムが完成し、揖斐川は安全性強化されたと思います。木曾川は丸山ダムの能力を高くすることが検討されていると思いますが、一日も早く完成させ木曾川の安全性を高めることを期待しています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。そのために必要な水位低下対策や洪水調節機能の強化及び堤防強化等を実施していきます。</p> <p>木曾川においては、丸山ダムの治水機能等を向上するため、新丸山ダムの建設に着手し、早期完成に向け着実に事業を推進していきます。</p>	<p>第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標</p> <p>第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>第3章第1節第1項1(3)① 新丸山ダムの建設</p>
原案に対する意見	FAX	<p>また、河川には生態系を保護する為に必要な水量を確保することが必要です。特に長良川は上流にダムが少なく渇水時に少量の水しか流れていないことがあります。私自身釣りをすることがありますが、清流長良川は何時でも水が枯れることがないようにしたいものです。</p> <p>徳山ダムの水を渇水対策として利用する事は賛成です。導水路により対処することも必要と思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>木曾川水系連絡導水路の適切な運用を図るよう、その実施に努めていきます。</p>	—
原案に対する意見	メール	<p>私の住んでいる所は、昭和34年の伊勢湾台風で堤防が決壊した所と、聞いています。</p> <p>近年は、台風自体上陸しないため、堤防の決壊とは縁がない様に思われますが、最近は、気象状況が一変したので何が起こるかわかりませんので、治水事業の整備を尚いっそう行ってください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>計画規模を上回る洪水等が発生した場合の被害を軽減するため、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を関係機関等と連携しながら推進します。</p>	<p>第1章第2節第5項 新しい課題</p> <p>第3章第1節第1項4 危機管理対策</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	FAX	<p>洪水時の水位(流下)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河道掘削及び樹木の伐採を第1に考える ○ダム建設により洪水調節が計られる ○遊水地の確保が必要である ○樹木の伐採により野鳥の保護には森公園等を作る(河川地樹木はいらぬ) ○異常渇水に対してダムより導水路の運用も必要である ○非常時にそなえ防災施設への取組が大事ではないか 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川の整備にあたっては、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。</p> <p>河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。そのために必要な水位低下対策や洪水調節機能の強化及び堤防強化等を実施していきます。</p> <p>木曾川水系連絡導水路は木曾川水系の異常渇水時において河川環境を改善する他、木曾川に係る用水の渇水被害を軽減させることもでき、必要な事業であると考えています。</p> <p>防災施設の整備については、被害をできるだけ軽減するよう、災害復旧の備蓄、情報の収集伝達、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備していきます。また、地震発生時の緊急的な輸送路として、緊急用河川敷道路や防災船着場も整備していきます。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>第3章第1節第1項3 渇水及び異常渇水対策</p> <p>第3章第1節第1項4(1) 防災関係施設の整備</p>

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	FAX	<p>木曾川水系河川整備計画原案について意見を申し述べます。 県民への周知や合意形成等も経ないまま、しかも非公開の行政担当者の会議（*2007年8月22日）で、いつの間にか合意されたという徳山ダムからの導水路計画は、まだ本計画原案に書き込めるようなものではないので、この導水路にかかわる記述は、本計画案から削除するよう強く求めます。 *徳山ダムに係る導水路検討会（第7回）の開催について 国土交通省中部地方整備局 http://www.cbr.mlit.go.jp/kisya/2007/0812.html 既に愛知県では水道水は余っており、水の需要も伸びないことは認めざるを得ないために、今回の徳山ダムからの導水路計画の主要な目的として、木曾川の水環境改善（渇水時の流量確保）が挙げられ、木曾川のシジミのためなどとされていると聞きました。 100年に一度と言われる1994年（平成6年）の渇水のときでも、確かに水量がゼロの日もあったそうですが、木曾川は平均では流れており、馬飼頭首工（木曾川大堰）付近のシジミが一時は死んだものの、二ヶ月後には回復していたと聞きました。導水路の建設で100年に一度の一時的なシジミへの被害を防ごうとすることは、導水路建設によるとりかえしのつかない環境破壊と財政への負担のリスクの方がはるかに高く、導水路という選択肢をとるべきではありません。 1984年にもひどい渇水があったそうですが、その際は愛知県は木曾川のダムから、1トンあたり1円や2円という安い減電費用を払って水を買って間に合わせたそうで、このようなシステムを使えば、現行の取水量のままでもシジミのための水は流すことができ、環境にとっても財政にとっても負担が少なく済みます。 導水路にかかわる費用は890億円とされていますが、もしも建設を進めるならば、徳山ダムの事例を考えても費用が膨らむことも心配されます。また、渇水が心配される8月は田んぼに水がそれほどなくてもよい時期で農業用水は調整がしやすい時期のため、現在取り過ぎている農業用水を環境改善のための水量に回すことを先に考えるべきです。そして、何よりも、そもそも農地は大幅に減少してしまっているのに、農業用水の取水量はそのまま何十年も見直されず据え置かれていることが根本的かつ大きな問題であり、まずは、農業用水の取水量を早急に見直すべきです。 このような根本的な見直しもされないまま、徳山ダムからの導水路計画を本計画原案に書き込む事は決して認められません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 導水路計画については8月22日の行政担当者の会議において「今後、必要な手続きを踏まえていくこと」を合意したものです。これを受け、木曾川水系河川整備計画の素案に導水路事業を記載し、河川整備計画の策定過程において住民の意見を幅広く聴くために「ふれあい懇談会」等を開催する等、様々な取り組みを行ってきたところです。導水路事業についても多くの意見を頂いており、その意見も踏まえて流域委員会で議論されました。 その上で、木曾川水系連絡導水路は河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて河川整備計画（原案）に位置付けました。その後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して河川整備計画（案）としています。 ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	FAX	<p>また、徳山ダムに貯留した水は水質の心配も大きく、しかも、他の河川から別の河川に水を流すことは生態系の破壊にもつながることから、徳山ダムからの導水路はやめるべきです。他のダムにおいてダム湖の湖底のヘドロからヒ素などの有害物質が検出された事例も聞き及んでおりますので、ダム湖からの水を長良川と木曽川に流すのはやめてください。導水路計画の案によれば、いずれも取水口の上流に流すこととされておりますので、危険な水、まずい水を飲むことは拒否します。徳山ダムの水没予定地区で一般廃棄物埋設地の掘削除去が行われた際に、撤去してもなお、土壌からダイオキシンが環境基準を超えて検出され、さらに取り除くという報道がありましたように、地中等に残されたままの人工物が全て取り除かれたわけでもないでしょうし、残されたまま水没した建築物等からも有害物質が出て水質を汚染すると思われる。</p> <p>さらに、徳山ダムからの導水路により、長良川に水を流した場合、流れがどうなるのかについての市民調査結果の速報が下記ブログに公開されていますが、これを見ても、長良川への悪影響が心配されます。</p> <p>長良川に徳山ダムの水は要らない 市民学習会 http://blog.goo.ne.jp/dousui</p> <p>徳山ダムからの導水路に890億円という巨費を投じるよりも、一刻も早くその費用を上流部の森林の保全などの緑のダム機能の確保に使うべきです。導水路建設により、温室効果ガスの排出や緑地の喪失、建設土砂の排出等の大規模に環境への負荷を与えるようなことについても容認できません。</p> <p>徳山ダムからの導水路の愛知県負担額は318億円とされていますが、そのような巨費を、これまでに述べたような問題の多い事業に費やすことは県民として到底認められません。</p> <p>以上の理由に加えまして、最後に、昨年8月22日に行政担当者が合意したばかりで、各県民にはほとんど周知もされていないという点からも、今回の木曽川水系河川整備計画(原案)における徳山ダムからの導水路計画にかかわる記述を削除することを強く求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 木曽川水系連絡導水路の事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努めます。</p>	<p>第3章第1節第2項2(1)② 木曽川水系連絡導水路の建設</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>「木曾川水系河川整備計画（原案）」に対する意見 私は愛知用水土地改良区に勤務しており配水の仕事を担当しています。 ・我が土地改良区の組合員の農家の大半が兼業農家で占められており、またその多くが水田を耕作しています。 よって、会社などが休日の土日に農作業を行うことが集中します。 特に田植えの時期や中干し期の水需要が高まる時には「水が来ないから代掻きができない、田植えができない」「あそこの田んぼに水が来ているのに、うちには来ていない」といった苦情が殺到します。 そこで当改良区は、このような時期にも対応できるように配水管理に地元で構成される「管理区、管理班」と云う下部組織を抱え、配水操作に従事してもらっていますが、しかしながら、組織の高齢化や管理区、管理班の役員のサラリーマン化、専業の農業者の減少の問題も発生しており、配水操作を熟知する前に役員の交代や役員のなり手不足といったことも配水管理する上で組織の弱体化が表面化しつつあります。 しかしこのような状況下の中でも、管理区・管理班に配水操作の指導をしながら配水操作に職員には奔走し、限られた時間の中で作業をする兼業農家にも迷惑のかからないよう十分に組合員サービスにも対応し、また不公平が起きないように日夜努力しております。 ・ため池の役割は農業用水のためと認識されていましたが、現在に至っては地域住民の貴重な水辺空間等さまざまな多面的機能を有するため池でもあるとの位置づけに変わろうとしています。 また、農業用のため池が、生態系・水辺環境の保全にも寄与し、一部のため池は親水公園に組み込まれおり、農業だけの役目を果たしているわけでもありません。 そのため、住宅地に隣接するため池ほど関心は高く、ため池の水位が下がれば地域住民からは「魚が浮いている、魚がかわいそうだから水を入れて」「水が少ないから景観が悪い」といった苦情の電話が直接かかってきたりします。 しかし、我々は、ため池の水は農業用のための認識から優先的にかんがい用水に使用する配水管理を行っており、ため池に確保する水と農地にかんがいする水との配分には相当に困難を期しております。 時代の移り変わりに、ため池の取り扱いが非常に難しく、農業だけに使用すると常識が通用しなくなってきました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や受益面積、営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行います。ご理解願います。 一方、広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環系の構築を推進することとしています。</p>	第3章第1節第2項1(3) 適正な水利権許認可

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>・我が受益地の約10%の1,500haほどが管渠・開水路型式でのかんがい地区が存在しており、パイプライン化されたかんがい方式に比べ、土嚢や堰板を使用した原始的な方法でかんがいしています。</p> <p>このような地区は、パイプライン化された地区に比べ、水量確保に大量の水が必要となり、またこのようなかんがいでは無効な水が出やすく、また配水効率が非常に悪いのです。</p> <p>また宅地化が進んだ地域では、現状の非常に厳しい農業情勢や、組合員の高齢化、後継者不足の問題などから、新たにパイプライン化の土地改良を新規に行うことは非常に困難であり、このような地区の効率的な配水管理を望むのは困難を極める状況にあります。</p> <p>こうしたことが計画取水量以内での取水が難しい一因となっているものと思います。</p> <p>・近年の米価の低下により、農家は少しでも販売単価の高いコシヒカリの生産にシフトする傾向が非常に目立つようになってきました。よって、田植え時期が前倒しになり4月から代掻き、田植えが始まり地区内だけのため池の水では追いつかない状況にあり、農家からは「早く水がほしい」との要望が毎年のようにされるようになってきました。</p> <p>農家にとっては機械化された農機具の維持費、安い米価、賦課金等といったものが、のし掛かり少しでも高い米を生産しなければ成り立っていない現状にあるのも我々が理解しなければならない現実であるのです。</p> <p>しかしながら、ここには非常に難しい水利権が立ちはだかり、これについては農家に理解されないのが事実であり、今の時代に即していないことを逆に指摘されます。</p> <p>我々職員としては、いかんともしがたい悩みの一つでもあります。</p> <p>・近年、異常気象が頻発しており、平成6年の大渇水以降、昨年までの12年間に、木曾川に係る渇水対策は9年実施しております。平成12年、17年に至っては、50%を超える渇水対策で管内を3分割し「2日通水、4日断水」を行い、随所で応急水源を小排水路等でまかない、応急ポンプの設置により水量を確保したことも経験しました。</p> <p>今後も起きうる小雨化傾向に対応し異常渇水にも対応できる『強い木曾川水系』の整備を早期実現願います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や受益面積、営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行います。ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>・長良川河口堰の管理橋について、揖斐川まで延長して欲しい。</p> <p>・伊勢大橋のほうが、一般国道23号に架かる橋梁に比べて古いのに、使用している材料は、伊勢大橋のほうが、鉄板が厚く、ボルトが太い。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>長良川河口堰の管理橋は河口堰の管理のために設置されていることから、揖斐川への延長は困難であると水資源機構から聞いています。</p> <p>また、橋梁の維持管理は、道路管理者が行っておりますので、伊勢大橋、一般国道23号にかかる橋(揖斐長良大橋)の改築については、道路管理者へ情報提供します。</p>	—
原案に対する意見	ハガキ	<p>～木曾川水系河川整備計画(原案)を読んで～</p> <p>私は揖斐川と長良川に囲まれた輪中地帯に住んでいます。川の水位と住宅の床高が変わらない0メートル地帯です。堤防のおかげで安心して住むことが出来、梅雨時期や台風で川幅がいっぱい濁流が押し寄せたときは恐怖を感じます。</p> <p>河川整備が進められ、川に集い、川に今後触れることができる施設ができうれしく思います。</p> <p>更に癒しの場として多くの施設が整備されることを望みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川整備計画(案)において、三川とも戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として整備することとしています。</p> <p>河川整備にあたっては、治水、利水、環境というそれぞれの目的が調和されながら達成されるよう努めるとともに、今後も引き続き、適正な河川管理に努めます。</p>	<p>第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標</p> <p>第3章 河川の整備の実施に関する事項</p>
原案に対する意見	ハガキ	<p>私は海津市平田町三郷に住んで60年になります。幼い頃は平田町勝賀で堤防が破堤し水害に遭い昭和51年の水害では安八町大森で堤防が切れ消防団員として高須、福東輪中堤の土のう積みを体験し、水に対する恐怖心は今でも忘れられません。近年は堤防も補強され安全になったように感じられるが平成17、18年と初めて経験することが起きました。雨水による床下浸水です。</p> <p>温暖化、周辺の開発などの原因か排水路の機能が果たされず2回も床下浸水を経験しました。輪中地域に住む者の宿命ですが河川整備と併せて排水路の整備もお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。</p> <p>排水路については、関係管理機関が実施することとなりますので、関係機関に情報提供します。</p>	<p>第3章第1節第1項3 内水対策</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	川は私達の生活に必要な不可欠なものです。今後とも安全で親しみのある川作りをお願いします。	ご意見ありがとうございます。 河川の整備は、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。 また、治水につきましては、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標として整備することとしています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項 第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標
原案に対する意見	ハガキ	平成6年の木曾川大洪水以降も洪水危機が度々発生している木曾川への導水は羽島用水の受益者として賛成である。 地球温暖化に伴い気象の安定が懸念される将来に向け、木曾三川一体となった水利用は必要である。	ご意見ありがとうございます。 異常洪水による甚大な洪水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めることとしています。	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設
原案に対する意見	ハガキ	通勤途上の揖斐川の河道内に樹木があります。河道内の樹木を伐開することにより河道面積を確保してはどうか。	ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。 そのために必要な河道断面積が確保されていない場合には、支障となる河道内樹木の伐開を動植物の生息・生育環境に配慮して実施していきます。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項1(1) 河道掘削・樹木伐開
原案に対する意見	ハガキ	長良川・揖斐川下流の輪中地帯は内水排除が必要である。近年の集中的な豪雨に対処するため、内水被害が生じない様な対策が必要であると考えます。	ご意見ありがとうございます。 内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。	第3章第1節第1項3 内水対策

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	<p>確か、昭和51年位だったかと思いますが、岐阜の鷺山に住んでいた頃、玄関まで水に浸かった事があります。堤防がきれたなど知らない小さい子どもだった私は、不安そうな落ち着かない母に手をひかれて近くの警察のアパートに避難しました。あの心細さを自分の子どもには味わわせたくないなあと思います。環境を守りながら、人の命を守る整備をお願いしたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 河川の整備は、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。 河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。そのために必要な水位低下対策や洪水調節機能の強化及び堤防強化等を実施していきます。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項 第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p>
原案に対する意見	ハガキ	<p>肱江川の改修を早期に完成してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 肱江川については、堤防整備等を行う計画としています。</p>	<p>第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化</p>
原案に対する意見	ハガキ	<p>子供から大人まで楽しめる安全で快適なフィッシングパークを造って欲しい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 フィッシングパーク等の公園整備については、自治体が整備等を行うこととなりますが、関係機関と連携し、川と人とのふれあいの増進を図るため、引き続き、地域のニーズの把握に努めつつ、水辺のふれあい拠点の整備に関する計画の追加・見直しを行っていきます。</p>	<p>第3章第1節第3項2(1) 水辺のふれあい拠点の整備</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	戦後最大の洪水に対応できる河川堤防や護岸施設を作って欲しい。	ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。 そのために必要な堤防の高さ、断面が不足している箇所や浸透に対する安全性が低い箇所については、築堤護岸の整備や堤防の浸透対策を河川全体のバランスを踏まえて実施していきます。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化
原案に対する意見	ハガキ	又、51年洪水時のように内水被害が多く発生したので排水ポンプ場の増設を図って欲しい。	ご意見ありがとうございます。 内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。 また、排水機場などの河川管理施設がその本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理に努めていきます。	第3章第1節第1項3 内水対策 第3章第2節第1項2(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理
原案に対する意見	ハガキ	岐阜市の水道は長良川の川底から地下水を吸上げているが不足すると地区内でポンプアップしているか下流部の地盤沈下に協力して徳山ダムの水を利用する。導水施設を利用して行う努力が必要である。	ご意見ありがとうございます。 河川水の適正な利用を図っていきます。	—
原案に対する意見	ハガキ	洪水による災害を防ぐ為、堤防の補強が必要と思われます。特に、揖斐川の堤防の嵩上げが施工されていない区域がありますので早急に施工していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 揖斐川については、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。 そのために必要な堤防の高さ、断面が不足している箇所や浸透に対する安全性が低い箇所については、築堤護岸の整備や堤防の浸透対策を河川全体のバランスを踏まえて実施していきます。	第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	住民と木曾川下流河川事務所が協力して進めていくべきだと思います。	ご意見ありがとうございます。 地域の方や関係機関と連携を図りながら河川整備を実施していきます。	第3章第1節第3項3(3) 地域住民やNPO等との連携の推進
原案に対する意見	ハガキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、河道改修等、流域全体及び木曾三川でのバランスのとれた治水対策、整備を望みます。 ・狭い国土と密集した人口、資産を考えると環境対策も重要ですが人命が第一と考えます。 ・今回の整備計画で早期の目標を達成できるよう期待しています。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>河川の整備は、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。</p> <p>河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。</p> <p>そのために必要な水位低下対策や洪水調節機能の強化及び堤防強化等を実施していきます。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標</p> <p>第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p>
原案に対する意見	ハガキ	住民を第一に考えて進めていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 地域の方や関係機関と連携を図りながら河川整備を実施していきます。	第3章第1節第3項3(3) 地域住民やNPO等との連携の推進

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	伊勢湾台風の影響状況を知る者の1人として治水対策(河道整備、ダム等)は早急に進める必要を痛感しています。	ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)では、戦後最大と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標としています。そのために必要な水位低下対策や洪水調節機能の強化及び堤防強化等を実施していきます。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
原案に対する意見	ハガキ	海津市南濃町上野河戸地区の揖斐川附近は輪中地域である。 数年毎には集中豪雨時には排水機が無いので内水により洪水になる。 内水を消防車が何台かで揖斐川に流し込み、揖斐川の水位が下がったら水門を開けて自然排水の方法をとっている。 是非、排水機の設置をお願い致します。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、河川整備計画(案)に記載しておりません。 内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。	第3章第1節第1項3 内水対策
原案に対する意見	ハガキ	海津市南濃町山崎地区の揖斐川沿いは輪中地帯である。上野河戸地区と同じ扇状地の先端であり、内水がたまるこの地区は以前は田んぼが多かったが今は耕作者が減った。揚排水機組合がありますが、経費が重なり運用が難しくなった。排水機能力アップと管理等に補助をお願い致します。 以前より住宅も増えました。洪水のおそれがあります。よろしくお願い致します。	ご意見ありがとうございます。 内水対策については、背後地の状況変化等新たな内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて実施することとしています。 また、排水機場などの河川管理施設がその本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理に努めていきます。	第3章第1節第1項3 内水対策 第3章第2節第1項2(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	木曾三川下流部の堤防道路の幅員を拡幅していただきたい。 (理由) 1. 車で走行していると対向車とのすれ違い時に危険を感じる場合が多々ある。 2. 災害時に於いて、0メートル地帯の幹線道路が浸水等により通行不能となった場合、高い場所に位置する堤防道路は避難路として車が集中すると思われる。	ご意見ありがとうございます。 堤防は、洪水を防ぐことを目的とした施設であり、河川法に基づき管理され、一方、道路はその堤防を利用した施設で、道路法に基づき管理されています。 道路機能の改良に関することは、道路管理者が実施することとなるため、道路管理者へ情報提供します。	—
原案に対する意見	ハガキ	三大川下流部、河口部に於ける堤防の補強工事も地域住民からみてほぼ主たる場所は完了したかには見えますが、あの未曾有の伊勢湾台風より早や50年近くの年月が経過し、当地のゼロメートル地帯、軟弱地盤等を考慮すると大地震による津波、又それに重なった洪水による高潮等もなきにしもあらずと思う。 この様な事を考えれば地域に生活する者としては不安を感じる事もあるので、一層の補強を必要とするのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。 河川整備計画(案)に記載しております。計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合の被害を軽減するために危機管理対策を進めて行きます。 ご指摘のあった大地震については、河川整備計画(案)に記載しております。なお、現在の対応状況につきましては、兵庫県南部地震と同規模の地震に耐えられる整備が完了しており、引き続き揺れが大きく継続時間が長い地震についての対応策を検討していきます。	第1章第2節第5項 新しい課題 第3章第1節第1項2(3) 地震対策の推進
原案に対する意見	ハガキ	私は揖斐川の河口に位置する桑名に住んでいます。毎年、台風の発生する時期になると大雨による洪水が数回発生し、河川の上流域から大量の流木、ゴミ等が河口へ流れてきます。 大雨による洪水はあきらめもつきませんが流木、ゴミ等を流失する前に食い止める方法はないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 地域と一体となった河川管理を推進するため「川と海のクリーン大作戦」など、地域住民の方々の自主的な参加による様々な活動を実施しています。 引き続き、沿川に暮らす皆様が木曾三川に誇りや親しみを持ちながらよりよい河川環境を作るよう地域と一体となった取り組みを進めてまいりますので、ご協力をお願いします。	第3章第2節第3項2(1) 河川愛護団体等との連携
原案に対する意見	ハガキ	本整備計画が20年～30年先を考えての原案とのことで日頃次のことを案じているので意見を述べます。 勢濃樋管ポンプ場の排水能力の検討 (場所揖斐川右岸17km附近 我々住民は昔から勢濃樋管と呼んでいる) 此のポンプ場は養老山地の旧石津村一部多度町に降った雨の山除川の排水であるが揖斐川が高水位になった時(長期の降雨)果たしてポンプ要量が充分であるのか堤防、水路も含めて検討が必要と思う(太田輪中の浸水に係る)	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、河川整備計画(案)に記載しておりません。 内水対策については、背後地の状況変化等により新たな内水対策の必要な地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。	第3章第1節第1項3 内水対策

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	ハガキ	木曾川、揖斐川における高潮堤防整備が進んでいますが、建設当時より消波ブロックが沈下し、波消しの効果がなくなっています。 もう一度消波ブロックを積み直していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 平常時や取水時の河川巡視や点検及び定期的な縦横断測量調査の実施により、堤防や護岸の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じていきます。	第3章第2節第1項1(1) 堤防の維持管理
原案に対する意見	ハガキ	水防活動がより円滑かつ効果的に実施できるよう水防拠点整備の早期完成をお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。 防災ステーション・防災拠点は河川全体の配置を考慮して設置位置を計画します。 また、迅速な復旧活動を行うため、関係機関と連携・調整しながら、広域防災ネットワークの構築に取り組みます。	第3章第1節第1項4(1)① 河川防災ステーション等の整備 第3章第1節第1項4(1)③ 広域ネットワークの構築
原案に対する意見	ハガキ	先祖代々長良川と揖斐川、大博川に囲まれた高須輪中の一帯に住み、洪水被害の話はよく聞かされて来ましたが、その対策工事が広範囲に亘って実施されつつあることを心強く思っています。 現在、一番気になるのは近い将来発生するであろうと言われている大地震に堤防が大丈夫かということです。 特に地盤が液状化して堤防の基礎部分が崩れるのではないかとということです。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のあった大地震については、河川整備計画(案)に記載しております。なお、現在の対応状況につきましては、兵庫県南部地震と同規模の地震に耐えられる整備が完了しており、引き続き揺れが大きく継続時間が長い地震についての対応策を検討していきます。	第3章第1節第2項2(3) 地震対策の推進

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>1. 異常渇水対策は必要である 私たちの提出した意見書は木曽川水系連絡導水路(以下、連絡導水路という)計画の問題点を指摘すると同時に、木曽川水系河川整備基本方針並びに木曽川水系河川整備計画の策定過程、策定根拠に横たわる問題を指摘するものであった。それに対する国交省の回答は、連絡導水路計画が存続する限りにおいて修正可能な指摘に応じながら、計画そのものの存続が困難になる指摘については反論、または無視の姿勢をとっている。従って、国交省の回答は、木曽川水系において異常渇水対策が必要である、対策として連絡導水路を建設して徳山ダムの渇水対策容量を使うことが望ましい、その際、連絡導水路計画の目的である異常渇水時の木曽川、長良川等の河川環境の改善と愛知県及び名古屋市の新規利水はどちらも適切である、という立場を守り抜いている点においてブレはない。</p> <p>国交省は木曽川水系において1994年に経験したような既存水源施設が枯渇する事態、いわゆる異常渇水において何らかの対策を立てることが必要であると述べている。『利水事業等に関するご意見』では、「木曽川流域における降雨状況の経年変化を見れば、今後とも平成6年のような渇水が発生する可能性は否定できません。現在の水資源開発施設だけでは、平成6年規模の渇水が発生すると、木曽川上流のダム群は枯渇し、ほとんどの都市用水が取水できなくなります。そして、既得用水の節水を含めて渇水調整を行い、都市用水に水を融通しても厳しい節水は避けられず、河川流量は干上がり、地下水揚水量が増えて地盤沈下が進みます。そこで、このような状況を回避するための渇水対策は必要不可欠なものと考えています」と述べている。私たちも異常渇水時、都市用水に対して何らかの対策が必要であると考えている点においては、国交省との間に違いはない。しかし、国交省は異常渇水対策を河川流量の回復まで広げて考えているのに対して、私たちは都市用水に限定しており、異常渇水時に河川流量の回復を図る必要はないと考えている。従って、以下で異常渇水対策という言葉を使う場合、都市用水に焦点化した利水対策に限定して使用していることを明示しておく。 (次ページに続く)</p>	<p>1. ハードな異常渇水対策を採用する場合の条件(河川環境改善目的の便益)について 木曽川水系連絡導水路の事業化にあたっては、徳山ダムに貯留されている緊急水を導水路により木曽川に補給すること等により得られる便益を金額として算出することが困難であるため、同等の効用を得るために代替える施設を建設した場合の費用を算出し、費用対効果を算出し公表しています。また、環境への影響に関しては、事業の進捗に応じて環境調査を実施しているところであり、引き続き必要な調査を実施するとともに、学識経験者による検討会の指導助言を得ながら検討していく予定です。</p> <p>なお、費用対効果及び環境調査に関しては、「第8回木曽川水系流域委員会」及び「第9回木曽川水系流域委員会」において集中審議されており、資料についてはそれぞれ当該委員会の資料-6-2及び資料-3に掲載されておりますのでご覧ください。</p> <p>2. 成戸50m³/sの河川維持流量確保について 木曽成戸地点においては貯留制限、取水制限の基準流量を50m³/sと設定してきており、この運用の下で形成されている木曽成戸地点下流の河川環境の保全に関する検討を行いました。河川整備基本方針の検討にあたっては、これらのことも踏まえ河川維持流量を設定したものです。なお、異常渇水時については、河川維持流量を切り下げているのではなく、施設対応の上限から40m³/sと設定しており、今後、段階的に確保する計画としています。</p> <p>なお、木曽成戸地点における河川維持流量に関しては、「第5回木曽川水系流域委員会」において審議されており、資料については当該委員会の資料-3に掲載されておりますのでご覧ください。</p> <p>3. 河川環境の保全と社会的混乱の回避について 徳山ダムに設定された渇水対策容量の水は、平成6年のような渇水時において河川維持流量の一部を回復するために導水するものであり、都市用水の補給水として導水するものではありません。しかし、河川維持流量の一部を回復しておけば、これまでも渇水による社会的混乱が発生しそうな時に緊急避難的措置として行ってきた渇水調整機能が強化でき、その結果社会経済活動の麻痺の回避と地盤沈下の軽減にも寄与するものと考えています。 (次ページに続く)</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曽川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>2. ハードな異常洪水対策とソフトな異常洪水対策</p> <p>(1)ハードな異常洪水対策を採用する場合の条件</p> <p>国交省と私たちの中で異常洪水対策に関する論点がかみ合わない最大の理由は、国交省の計画が徳山ダムに確保された洪水対策容量を、連絡導水路を使って水源を増強する対策、つまりハードな異常洪水対策であるのに対して、私たちの主張が農業用水や河川維持用水の水利調整に基づくソフトな異常洪水対策であることによる。『利水事業等に関するご意見』において国交省は、「徳山ダムに設定された洪水対策容量の水を木曾川等に導水し、平成6年のような洪水時においても、河川維持流量の一部を回復しておけば、これまでも洪水による社会的混乱が発生しそうな時に緊急避難的措置として行ってきたように洪水調整機能が強化でき、社会経済活動の維持と地盤沈下の軽減にも寄与するものと考えています」と述べ、徳山ダムの洪水対策容量を、連絡導水路を使って木曾川に導水しておけば、異常洪水の影響を緩和できるとしている。このようなダム建設や連絡導水路等付帯施設建設を前提にした水量増強による対策は、異常洪水時により多くの水を持つことができ、その点では需要管理や限られた水の調整を前提にしたソフトな対策よりも明らかに優位に立つ。</p> <p>しかし、異常洪水対策としてのダム計画さらには付帯施設計画、つまりハードな異常洪水対策が成り立つためには、それによって便益を受ける人たちが計画に伴う経済的な負担を受け入れ、さらには予想される環境影響を甘受することが了解されていなければならない。異常洪水時により多くの水源を持つことができるからといって、それが便益享受者の負担能力を超えたり、便益享受者と費用負担者の関係がねじれている場合、対策は実施されるべきではないし、さらには見過ごすことのできない環境影響の発生が予測される場合も、私たちは対策の実施を思いとどまらなければならない。しかし、これらの点について国交省の説明は大きなごまかしを行い、説明を避けている。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>河川維持流量の回復による河川環境の保全と社会的混乱の回避に関しては、「第9回木曾川水系流域委員会」において集中審議されており、資料については当該委員会の資料-3に掲載されておりますのでご覧ください。</p> <p>4. 木曾川水系の地域的特性と異常洪水対策の必要性について</p> <p>濃尾平野は、単に洪水が頻発する地域というだけでなく、日本最大のゼロメートル地帯でもあり、H6の洪水時に見られたように、地下水の多量汲み上げにより現在でも地盤沈下が再発するおそれのある地域です。したがってさらなる監視と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められる一方、河川維持流量を用いた緊急避難的措置としての洪水調整が不可欠であり、これによる恩恵は特定の者のみを受け取るものではなく広く一般が受け取るものであると考えています。</p> <p>木曾川水系の地域的特性と異常洪水対策の必要性に関しては、「第9回木曾川水系流域委員会」において集中審議されており、資料については当該委員会の資料-3に掲載されておりますのでご覧ください。</p> <p>5. 異常洪水時における水利調整策について</p> <p>取水制限流量による制約がない既得用水については、水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行い、総取水量表示等により、水管理について関係機関と調整協議し、水利用の合理化を進めていくこととしています。これにより段階的に確保するとしている河川維持流量の一部を回復します。</p> <p>異常洪水時における水利調整や農業用水の現状に関しては、「第5回木曾川水系流域委員会」及び「第8回木曾川水系流域委員会」において審議されており、資料についてはそれぞれ当該委員会の資料-3及び資料-6-1に掲載されておりますのでご覧ください。</p> <p>(次ページに続く)</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

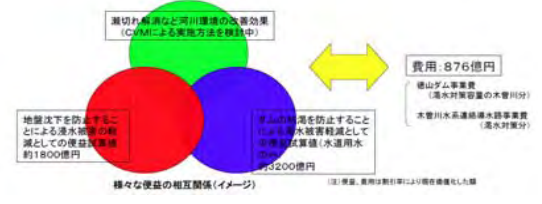
意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>2. ハードな異常渇水対策とソフトな異常渇水対策 (2) 成戸50m³/secの維持流量確保は大きすぎる 国交省が連絡導水路を通じて異常渇水時に導水しようとする徳山ダムの渇水対策容量の本来の目的は、木曽川、長良川等の河川環境の改善である。そしてこの対策が成り立つ前提は、木曽川の今渡、成戸地点流量、特に成戸地点において年間を通じて50m³/sec、異常渇水時40m³/secの維持流量が必要とされていることであり、私たちはこの流量が過大であると述べてきた。国交省は『利水事業等に関するご意見』において、「河川維持流量については、前述のとおり、地域の総意とし歴史的な経緯を踏まえつつ全国的にみて標準的な手法で設定したものです。木曽川及び揖斐川においては、その下流域における代表的な水生生物であるヤマトシジミを対象に、その生息・産卵に必要な流量を検討しています」と述べることによって、自らの主張を変えていない。しかし、この説明は、成戸地点維持流量が過大であるとする批判に何も答えていないどころか、確信犯的なごまかしを行っている。</p> <p>まず、木曽川成戸地点における50m³/sec維持流量の確保は地域の総意でもなく、歴史的な経緯を踏まえたものでもない。少なくとも歴史的経緯から導き出されるのは成戸50m³/secを制限流量として扱うという点のみである。制限流量と確保流量ではその意味内容が全く異なっており、それをもって歴史的経緯を理由にするのは明らかに間違っている。</p> <p>次に河川環境改善の指標としてのヤマトシジミの生息・産卵に必要な流量としての成戸50m³/secは著しく根拠に欠けるという批判に対しても相変わらず答えていない。そして成戸50m³/sec維持流量は、国交省の推定式から計算される34.3m³/sec、10年平均渇水流量の41.2m³/secよりも大きな値であり、全国的にみて標準的な手法で設定されたものではない。</p> <p>このように、国交省が通常時50m³/sec、異常渇水時40m³/sec必要であるとする成戸維持流量は、相変わらずその根拠を提出できていない。従って国交省が第1にすべきことは成戸維持流量の適切な算定であり、その結果としての維持流量の切り下げである。それによって徳山ダムに確保された渇水対策容量の水を木曽川まで導水する根拠は自ずと減じていく。 (次ページに続く)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>6. 木曽川水系河川整備計画(案)について 河川の整備にあたっては、「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で実施される必要があると考えています。木曽川水系連絡導水路は、河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて整備計画(原案)に位置づけました。この施設によって、渇水による社会的混乱が発生しそうな時には、中京圏という広域の社会経済活動が渇水によって麻痺することを回避しつつ、広域地盤沈下対策という国土保全上重要な効果を期待することができます。また、その原案を公表後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して(案)としているところです。</p> <p>以上、中部地方整備局の考え方を述べさせて頂きましたが、流域委員会や公聴会の資料等については木曽川水系河川整備計画のHPに掲載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曽川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>3. ハードな異常洪水対策の問題点</p> <p>(1) 根拠のない洪水対策容量の都市用水補給水化</p> <p>今回、国交省はこうした曖昧さの残る成戸維持流量を緊急避難措置として20m³/secに減量して、減量分の20m³/secを都市用水へ回すという洪水対策容量の都市用水補給水化を初めて公式に認め、それが洪水対策容量の目的であると言い始めた。私たちはⅢ章の洪水対策容量、さらにはⅣ章の水系総合運用の検討の中で、徳山ダムに確保された洪水対策容量は、異常洪水時といえども都市用水の補給水とされることはないとして述べてきたが、ここにきて、この検討結果はあっさり覆されてしまった。国交省は再び洪水対策容量を使い勝手のよいワイルドカードとして用いるつもりである。</p> <p>国交省が洪水対策容量を都市用水の補給水として使うことができるとした理由は、『第8回木曾川水系流域委員会－木曾川水系の大規模事業(木曾川水系連絡導水路)－』(以下、『第8回委員会－木曾川水系連絡導水路－』という)(国土交通省中部地方整備局2007b)の中で述べられている。そこでは「導水路があれば(洪水調整の一方法)」という題目のもとに「河川の維持流量の一部を確保しつつも、必要最小限の都市用水を補給供給しつつ、民生安定と地盤沈下の防止を図ることもある」、「維持流量の確保も、節水率に応じて減量する方式で歴史的に培われた方式」であると述べている。同様に『利水事業等に関するご意見』でも、「河川維持流量の一部を回復しておけば、これまでも洪水による社会的混乱が発生しそうな時に緊急避難的措置として行ってきたように洪水調整機能が強化でき、社会経済活動の維持と地盤沈下の軽減にも寄与するものと考えています」と述べ、洪水対策容量による異常洪水時の河川維持流量強化策がそのまま都市用水補給策になり得ると述べている。ここで注目すべきは、こうした利用方法が「歴史的に培われた方式」で、「これまでも…緊急避難的措置として行ってきた」策であると述べている点である。</p> <p>確かに異常洪水時に河川維持流量を減量して都市用水の補給水とする策は歴史的に培われてきた水利調整方式であり、そもそも私たちが異常洪水対策として第1に掲げるものである(伊藤2005、2006)。また通常時の河川自流依存農業用水、河川維持用水の確保を目的としてダムに確保された不特定容量を洪水時の都市用水補給水にすることも、94年洪水時には木曾川で行われている。</p> <p>しかし、決して間違っていないのは、わが国の歴史において異常洪水時の河川環境改善を目的にしてダムに確保された洪水対策容量を都市用水の補給水として利用したことは、これまで一度もないことである。なぜならば、異常洪水時の河川環境改善を目的にした洪水対策容量をダムに確保することは、徳山ダムが初めてのケースだからである。国交省は上述の文章において洪水対策容量という言葉を使わずに維持流量の都市用水補給水化を説明しているが、異常洪水時の河川環境改善を目的にダム容量(洪水対策容量)を確保すること自体がわが国初の出来事であることからすれば、その水を都市用水へ回すことが歴史的に培われてきた方式であるわけがない。このような洪水対策容量概念のすり替え、根拠のない概念の拡大は、公共事業計画において最も慎むべきことではないのか。</p> <p>(次ページに続く)</p>	(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>3. ハードな異常洪水対策の問題点</p> <p>(2) やはり算定できていない異常洪水時の河川環境改善目的の便益</p> <p>私たちはI章において、異常洪水時の河川環境改善目的が計画として成立するためには、「異常洪水時に具体的に影響を受ける動植物種の影響の程度と、各種改善項目の具体的な効果(経済的効果、非経済的効果を含めて)が定量的に示されなければならない」と述べ、その上で「国交省は洪水被害またはその改善効果に関する何らかの定量的な把握を本連絡導水路事業のスタート時点において全くしていない」、「被害額が全くわからず、なんとなく被害が出ているようなので、導水路で徳山ダムから水を持って来るか、新しいダムを造って水を供給するかを比較して、導水路の方が安いからこの計画の方がよい、ということなのである。ここには本来の目的とすべき洪水被害の大きさを把握するという手続きが完全に抜け落ちて」と強く批判した。</p> <p>これには国交省も相当こたえたようである。『利水事業などに関するご意見』の中では、「費用対効果については、徳山ダムに貯留されている緊急水を導水路により木曾川に補給すること等により得られる便益を金額として算出することが困難であるため、同等の効用を得るために代替する施設を建設した場合の費用を算出して、当該便益としています」と、これまでの説明を繰り返すのみである。ただ、それでは答えになっていないことを理解しているためか、『第8回委員会－木曾川水系連絡導水路－』では、今後、CVMによって、瀬切れ解消など河川環境の改善効果の測定を検討するとしている。</p> <p>しかし、事業推進を掲げる組織が、しかも既に事業計画が立てられている中で行うCVMに一体どれだけの客観性があるというのか。国交省は自らの事業計画の整合性を図るためにもCVMを実施したいのであろうが、計画立案時にされるべき検討を、計画立案後の客観性が担保されない状況において行うことは全くの無駄であり、意味がない。</p> <p>さらにこの問題に関連して、国交省は『第8回委員会－木曾川水系連絡導水路－』の中で、便益(B)/費用(C)の再計算を行い、$B/C=1.7$という値を提出している。この値はI章の表1にまとめられたこれまでの国交省の計算値(1.2と1.3)よりも大きい。私たちはI章において「B/Cが1をわずかに超えるに過ぎない点からすれば、公共事業の優先順位としてはかなり低く、また計算次第によって値は1を割り込みかねず、その点で本事業の危うさを物語っている」と批判したが、今回の再計算はこの批判から少しでも逃れるための措置と思われる。</p> <p>しかしながら、上述のCVM同様、事業推進を掲げる組織が計画立案後に提出した数値には、客観性が全く担保されていない。従って、こうした再計算は無意味である。</p> <p>(次ページに続く)</p>	(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>3. ハードな異常洪水対策の問題点</p> <p>(3)異常洪水時の河川環境改善目的の便益のすり替え</p> <p>国交省は『利水事業等に関するご意見』の中で、「なお、回復した河川維持流量の一部を、緊急避難的措置として洪水調整機能の強化に用いることによる洪水被害の軽減としての便益は、上水道用水だけで約3200億円と試算しており、また、地盤沈下の進行を防止することによる浸水被害の軽減としての便益は、約1800億円と試算しています」と述べることによって、異常洪水時の河川環境改善目的だけでは支えきれない徳山ダムの洪水対策容量と連絡導水路計画の便益の拡大を図っている2)(図1)。</p> <p>これまで国交省は一貫して徳山ダムに確保された洪水対策容量の使い道は異常洪水時の河川環境改善であると説明してきた。私たちが国交省に問い合わせた時も、「洪水対策容量は都市用水の補給水としては使いません」と明言した。しかし、それが一転して都市用水補給策を目的に入れざるを得なくなったのは、上述したように、異常洪水時に河川維持流量として流すべき河川流量の設定根拠があまりにもいい加減で、その改善効果を定量的に示せなかったことによる。</p> <p>木曽川成戸地点に通常時50m³/secの維持流量が本当に必要であるのならば、異常洪水時にそれを40m³/secに減量すれば、当然被害が現れる。さらに異常洪水時に都市用水へ回すために成戸流量を20m³/secに減量すれば、より大きな環境被害が現れ、そもそもの河川環境改善目的が崩れてしまう。それでもあえてこのような目的の拡大を図ろうとした本来の意図は、国交省による説明の論理矛盾がますます顕わになってくる中で、そもそもの設定時点から曖昧な環境改善目的の根拠をこれ以上明確化することは不可能であり、この際、河川維持流量の一部を洪水調整機能の強化や地盤沈下対策に利用することにした方が、理解が得られやすいと判断したからであろう。特に当地域の人々に、まだ心の中に残っている94年洪水の厳しさを思い起こさせ、洪水対策容量の確保並びに連絡導水路計画がその対策であることを強調し、しかも後述するように費用負担は治水範疇で処理することにより、もっぱら国が担うことから、地元負担は少ないと説明することによって、これらの事業の支持拡大を狙ってきたのだと思われる。しかし、こうした計画途中での目的の変更・拡大には大きな無理があり、以下で見ると問題が発生させてしまっている。</p> <p>(次ページに続く)</p>	(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)	第3章第1節第2項2(1)② 木曽川水系連絡導水路の建設



「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

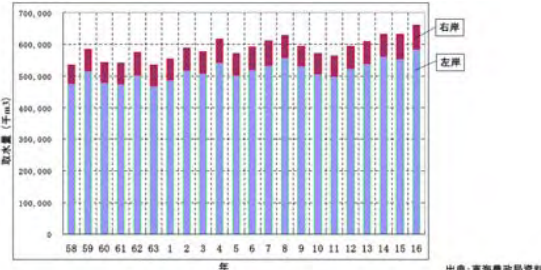
意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
<p>原案に対する意見</p>	<p>メール</p>	<p>(前ページより) 3. ハードな異常洪水対策の問題点 (4) 洪水対策容量の目的変更・拡大に伴う問題の発生 a) 目的拡大に対する批判 国交省は洪水対策容量の目的を拡大することによって、徳山ダムに確保された洪水対策容量と連絡導水路事業の正当化を図ろうとしているが、そこには無理を重ねたことが原因となる問題が発生している。国交省は『利水事業等に関するご意見』の中で、「木曾川水系連絡導水路の整備により、木曾川水系においては、平成6年のような洪水時においても河川環境の保全を図るとともに、洪水による社会的混乱が発生しそうな時には、中京圏という広域の社会経済活動が洪水によって麻痺することを回避しつつ、広域地盤沈下対策という国土保全上重要な効果を期待することができます。このように、異常洪水対策による恩恵は特定の者のみを受けるものではなく、広く一般が受けるものであり、また、河川維持流量が確保されることによって可能となるものであることから、その費用は河川管理者が負担することとしています」と述べている。 この説明に対して、私たちは次の3点から批判する。第1点は河川環境の保全と社会的混乱の回避双方を満たすことはできないということであり、第2点は、異常洪水時における社会経済活動の麻痺、地盤沈下の発生を、連絡導水路計画が実施されなければ必然的に発生すると仮定していること、第3点は異常洪水対策による恩恵を広く一般が受けるものであると説明していることである。 b) 河川環境の保全と社会的混乱の回避双方を満たすことはできない 1. 点目の批判は以下の通りである。連絡導水路によって導水される水は、国交省の言う河川環境改善目的のためには木曾川を流れて伊勢湾まで到達しなければならない。一方、社会的混乱の回避を目的とした水は水道用水の洪水影響緩和を目的としていることから、愛知県、名古屋市とも犬山地点で取水される。従って両目的は水利利用上明らに対立関係にあり、同じ水で両目的を満たすことはできない。 国交省は両目的のための流量を20m³/secずつに分割することによって両立可能なような説明をしている。しかし、それはあまりにも都合のよい解釈ではないだろうか。あくまでも国交省の説明に従うとすれば、成戸地点において50m³/secの流量があつてはじめて効果を発揮する河川環境改善目的は、20m³/secに切り下げられた時にはどう考えても失われると考えるべきであろう。国交省は都合のよい解釈で両目的が成り立つような説明を行っているが、そこには全く根拠が提出されていない。 さらに国交省の説明には20m³/sec切り下げのタイミングが制度化されていない。94年洪水に経験的に当てはめられているだけである。その結果、異常洪水時の河川環境改善目的と都市用水補給目的があらゆる異常洪水時に両立し、有効となるような説明になってしまっている。しかし、同一容量の水を異なる目的間で使おうとする場合、目的間の優先順位が確定されていない限り、想定された便益は発生しない。一般に考えれば、異常洪水時の社会的混乱の回避を目的とした時点から、洪水対策容量本来の目的である河川環境の改善は劣位の目的とならざるを得ない。また、異常洪水時の河川環境改善目的を上位目的として維持すれば、都市用水補給目的が劣位に置かれることになり、国交省の説明のような効果を発揮しなくなる。 c) 国交省による通常管理業務の放棄 2. 点目に対する批判としては、異常洪水時の社会経済活動の麻痺防止策、地盤沈下防止策に関する選択肢の検討が全くされていない点を挙げておきたい。特に地盤沈下の発生については、地下水揚水規制をはじめ、異常洪水時の地下水管理対策を丁寧に行うことによって、その防止を図ることができ、異常洪水の発生により、必然的に被害が発生するわけではない。それを必要な対策を立てないまま、ただ異常洪水時に被害が発生すると訴えるだけだとすれば、国交省は本来あの通常管理業務を放棄する一方で、その結果として現れる被害をことさら騒ぎ立て、それを前提にさらに膨大な費用をかけて対策を立てようとしていると批判されても仕方がないのではないか。もちろん、国交省が通常管理業務を適切に行うことによって、地盤沈下が防止される一方、異常洪水時の社会経済活動の麻痺状況が拡大する可能性のあることは否定しない。これについては節を改めて代替案の検討とともに述べていく。 d) 便益享受者と費用負担者のすり替え 最後に、異常洪水対策による恩恵は広く一般が受けるものであるという国交省の説明に対して、私たちは次のように反論する。連絡導水路計画による異常洪水対策の恩恵は愛知、岐阜、三重の東海3県、中でも愛知県尾張地区内の末端水道利用者にはほぼ限定されており、国交省の言うような広く一般が受けるものでは決してない。わが国の水資源政策の現状から見て、これほどの丁寧な異常洪水対策は将来にわたって木曾川水系以外で実施される見込みは少ない。実際、福岡県や長崎県佐世保市では、明らかに利水範疇の中で自らの費用負担を覚悟しながら、異常洪水対策を実施している。それらの点からすれば、国交省が治水範疇で高い補助率を適用した上で実施する異常洪水対策が、木曾川水系の水道利用者に対してだけ限定的に提供される理由が明らかにされなければならない。 第8回流域委員会では、「異常洪水対応については、木曾川水系では地域的特性が特殊だから要るのだということを書き込むことが必要」、「洪水対策については、中部圏の重要性、脆弱性から、全国に先駆けて異常洪水対策が必要であるという位置づけが必要」(国土交通省中部地方整備局2007c)という発言があり、国交省の説明を基本的に支持する内容で意見がまとまったと聞くが、根拠が全く提示されていないこの程度の議論で、木曾川水系の地域的特性、中部圏の重要性、脆弱性がどれほど国民から理解されたと言えるであろうか。流域委員会が国交省のこのレベルの説明を何の疑念を挟むことなく支持してしまう姿勢を見ると、流域委員会の性格が改めて問われてこざるを得ない。 国交省は今回の問題のきっかけとなった徳山ダム計画において、洪水対策容量という、わが国で他に例を見ない概念を作り出し、連絡導水路計画を含め、これらを治水範疇に押し込むことによって東海3県の地元負担を大きく減じる行為をとった。これにより、本来ならば東海3県の末端水道利用者にゆだねられるべき計画実施の判断が全くされないまま、徳山ダム計画の修正並びに連絡導水路計画の実施が決定されている。そしてこのことは同時に、私たちの税金の使い道のある方をめぐり議論を大きく後退させ、国内の地域間における税負担関係にゆがみを生じさせてしまっている。 国交省は、目的を失い、行き先もなく漂う徳山ダム計画をつなぎとめるために、自らの権限が容易に及ぶ治水範疇にできる限り計画を押し込むことによって徳山ダム事業の存続を図り、連絡導水路計画を成立させてしまった。恐らくそうした権限行使における傲慢さが一方で「河川管理者がその費用を負担する」という、国民が税を負担しているという根本の理解を忘れた発言となって表れてくるのである。 (次ページに続く)</p>	<p>(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)</p>	<p>第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設</p>

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

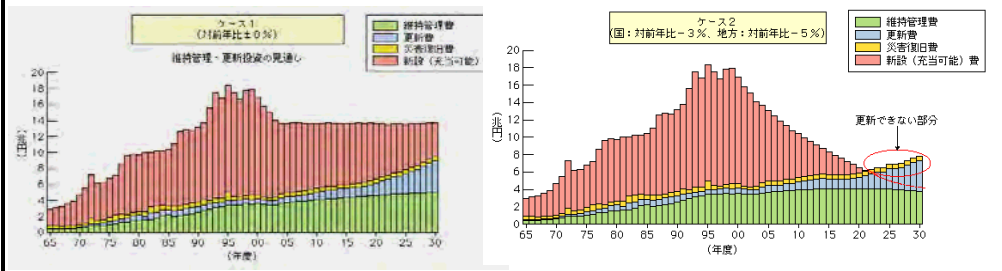
意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>4. ソフトな異常洪水対策の有効性 (1) 異常洪水時における水利調整策の有効性 私たちは木曾川水系において異常洪水対策が必要であると述べた上で、河川自流入依存農業用水、河川維持用水との水利調整策を提案する一方、徳山ダムの洪水対策容量、連絡導水路による策を批判してきた。しかし、国交省は『第8回委員会—木曾川水系連絡導水路—』の中で、「1994年の洪水では、木曾川の上流ダム群が枯渇し、河川流量がゼロを記録するなど、維持流量を大幅に下回る厳しい状態が約2ヶ月継続した」、「連絡導水路がない場合、仮に河川維持流量を切り下げても取水できる川の水量がほとんどない」、「既得農業用水の取水を半分にして都市用水に補給したとしても、都市用水の厳しい取水制限の大幅な改善ができず、河川の維持流量の部分的な回復もできない」と述べ、94年規模の異常洪水時には徳山ダムの洪水対策容量、連絡導水路が不可欠であると説明している。また、この説明の根拠として、2015年のフルプラン需要予測を前提に水源ダム等の取水・貯留制限流量を現状のまま維持したシミュレーションを行っている。</p> <p>国交省の行ったシミュレーションには、以下で述べるように多くの問題が存在する。残念ながら私たちは再シミュレーションをかけて定量的な根拠をもって批判するだけの時間を確保できておらず、その点でこれから述べることは定性的であるという批判を甘んじて受けるつもりであるが、それでも以下の主張は可能である。</p> <p>まず第1に、シミュレーションは木曾川水系フルプラン2004において基準年となった2000年から2015年に約9m³/sec増加すると予測された都市用水需要を前提に行っているが、2000年から、現在、最新データとして知ることのできる2005年までの間に、フルプラン地域の都市用水需要は増加どころか減少傾向を示している。国交省は『利水事業等に関するご意見』の中で、「現時点においても、水需要が減り続けると言える状況にはなく、…現時点において平成16年に全部変更された木曾川水系における水資源開発基本計画を見直す必要はない」と述べているが、富樫(2007)によれば、2000年から2005年の5年間に都市用水需要は約5m³/sec減少しており、全体の需要量が60m³/sec程度においてこの値は決して小さくない。ここで水需要論争をするつもりはないが、少なくともシミュレーションの前提に最新データを入れないと、説得力のある予測を行うことができないことは確かである。私たちはこれから2015年にかけてフルプラン地域の都市用水需要はさらに減少すると考えるが、国交省の増加予測に配慮して、今後、2015年まで都市用水需要に増減がないとしても、シミュレーションの前提とした2015年都市用水需要は、国交省の予測値よりも14m³/sec、約20%少ない値で計算する必要がある。この点で国交省のシミュレーションは明らかに予測される被害を過大化している。</p> <p>次に、国交省のシミュレーションは河川自流入依存農業用水、河川維持用水との水利調整を原則として行わず、水源ダムの枯渇が見えてくる段階になってはじめてそれらとの水利調整、つまり既得水利権の節水を行うとしている。これに対して私たちは、ダム依存水利権が節水を開始する時点からの河川自流入依存水利権の節水、つまりダム依存水利権と河川自流入依存水利権の恒常的な統合運用を前提にした節水対策をすべきと考える。さらに今渡、成戸両制限流量はどちらも過大流量であることから、両制限流量ともできる限り早い段階での切り下げ、将来的には恒常的な切り下げを行うべきである。特に今渡の冬期制限流量には何の根拠もないことから、今すぐに切り下げを行うべきであり、成戸制限流量も年間を通してその根拠が薄弱であることから、さらなる検討を行うにしても、基本的に切り下げの方向で考えるべきである。</p> <p>こうした私たちの提案に対して、国交省は「連絡導水路がない場合、仮に河川維持流量を切り下げても取水できる川の水量がほとんどない」、「仮に既得農業用水の取水を半分にして都市用水に補給したとしても、都市用水の厳しい取水制限の大幅な改善ができ」と否定している。しかし、94年洪水では既に洪水が深刻化していた7月でさえ、木曾川平均流量は成戸地点で約40m³/secあった。従って、7月時点から河川維持流量の切り下げが行われていれば、94年洪水はあれほど深刻化することはなかった。また、既得農業用水の水利調整だけでは94年と同レベルの被害が出るという指摘に対しては、河川維持流量の通常時、または早い段階からの切り下げ、河川自流入依存水利権とダム依存水利権の恒常的な統合運用の実施、さらには都市用水需要予測の適切な修正を行うことによって、予想される洪水被害を94年実績よりも大きく緩和することができると考えている。そしてそれでも残る被害があるとすれば、それは自然現象を相手にしている限り避けることのできない被害として甘んじて受け入れるべきである。</p> <p>私たちの提案する異常洪水対策において、残された国交省からの批判は、異常洪水時に河川維持流量を確保しなければならぬのにそれを無視している点に尽きよう。しかし、この点については既に何度も述べてきたように、国交省が異常洪水時に河川維持流量が必要であるとする根拠には全く説得力がない。さらに私たちは、異常洪水時に河川流量の減少することは1つの自然であり、このことを問題とすべきではないと考えている。逆に国交省が適切な根拠を提出できないまま河川維持流量の確保を主張する理由は、ダム・河口堰の建設を推進するために過ぎないと考えている。</p> <p>(次ページに続く)</p>	(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	メール	<p>(前ページより)</p> <p>4. ソフトな異常洪水対策の有効性</p> <p>(2) 農業用水管理に求められる柔軟性</p> <p>私たちはV章において、「特に異常洪水時の対策を考へていく際に河川自流水依存農業用水団体の協力を得ないまま行おうとしている現在の姿勢は致命的である。河川は国交省と農水省のものではない。両省が対立的に河川問題を捉えている限り、将来に向けての持続可能な洪水対策は決して生まれない」と批判した。またIV章でも流域委員会での発言を引用しながら、農業用水の協力を得た異常洪水時の水利調整の必要性を述べた。</p> <p>これに対して国交省は『第9回木曾川水系流域委員会－農業用水の現状－』(国土交通省中部地方整備局2007a)の中で、「濃尾用水地区は都市化・混雑化により農地は減少し、受益面積は昭和49年より30年間で約6,200ha減少し、10,514haとなっているが、取水総量は増加傾向であり、特に水路の末端地区においては、平常時においても番水や応急ポンプによる再利用を実施している現状にある」と述べ、受益面積の大幅な減少にも拘らず、農業用水取水量が減少するどころか増加している状況を説明し、農業用水を利用した異常洪水対策の困難さの理由にしている。</p> <p>また、農地面積が大幅に減少しているにもかかわらず取水量が増加している理由として、農地の減少がスプロール的であり、水路維持用水等の配水管用水が必要、灌漑期間中に農地から補給される地下水量の存在、非灌漑期の地下水位低下を回復させるための灌漑初期用水が大量に必要、営農形態の変化に伴い従来より用水補給期間が長期化、圃場整備の進展に伴う減水深の増加、回復利用の減少による用水量の増大、地区内河川等からの用水供給能力の低下、を挙げている(国土交通省中部地方整備局2007b)。</p> <p>ここに掲げられた理由は、それぞれ農業用水取水量が減少しない現象を説明していると思われる。私たちはそれを否定しない。しかし、これらの説明は、私たちが異常洪水対策で行った説明以上に定性的である。これまで農業用水が河川水利秩序の維持等に大きな貢献をしてきたことに対して敬意を払う必要があるが、それをもって農業用水が河川流量に巨大な水利権を保持し、大量取水を続ける理由にはならないと考える。</p> <p>ここで改めて事実関係を確認すると、濃尾平野地域では木曾川河川自流水のほとんどの取水権利を有している農業用水において、灌漑面積が大幅な減少を示しているにもかかわらず、取水量は逆に増加傾向を示している(図2)。国交省はつい最近までこれを問題として認識してこなかった。そして、流域委員会内での個別委員からの指摘、意見書による批判等によって、ようやく問題として認識した。そして『水利事業等に関するご意見』の中で、「既得農業用水について、かんがい面積が大幅に減少しているにもかかわらず取水量が増えることについては、その後の流域委員会でも審議していただけており、河川整備計画原案(案)の中でも次のように踏み込んだ記述にしております…(2) 水利利用の合理化 取水制限流量による制約がない既得用水については、都市用水、農業用水における取水の実態、用水の多面的機能等に配慮しつつ、給水人口、工場生産設備、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水利権の適正な見直しを行い、水利利用の合理化を進める。これにより維持流量の一部を回復する」と述べ、水利利用合理化の面から農業用水問題を河川整備計画に位置づけたことを説明している。</p> <p>しかし、これで農業用水問題が解決したことにはならない。農業用水には使用量に応じた費用負担システムが存在しない。従って、末端水使用者は自らの負担する費用とは関係なく水を使うことができ、それが結果的に農地減少の中での取水量増加をもたらしている。ここに農業用水の根本問題が存在する。かつて農業水利分野において水資源の有効利用が叫ばれ、農業用水の量水制の議論が盛り上がったことがあった。しかし、それはいつの間にか消え、農業用水水利権は既得権化し、不可侵の領域と化していった。このような状況に陥った理由にはいろいろ考えられるが、最大の理由はわが国の河川管理における公水主義の貫徹である(伊藤2005)。公水主義は水利権の許可権限を有する国交省が、水利利用が合理的であるとする判断を前提に成立している。このことは『水利事業等に関するご意見』の中で国交省が「許可された水利権については、その目的を達成するために必要な限度で取水できるものであり、水利権の範囲内であっても必要な量まで取水することは許されないこと」と述べていることから明らかである。</p> <p>しかし、このような公水主義を前提に成立している現行の水利権許可制度は、上述したように農業用水内部において相当の幅を有した水利利用を認めており、その結果が灌漑面積の大幅減少の中での農業用水使用量の増加をもたらしてきた。長良川河口堰、徳山ダム、さらに新丸山ダムや連絡導水路を次々と建設しなければならない理由が、異常洪水時の都市用水補給や河川維持流量の確保であり、河川自流水依存農業用水の取水量増加がそうした状況を招いている最大要因であるならば、国交省は本来、水利権許可者として農業水利利用の中身を問い、その取水量抑制を図ってこなければならなかったはずである。</p> <p>そうした現実の水利利用に内在する問題を問うことなく、ダム・河口堰を巡り続けてきたとすれば、国交省は本来の通常管理業務を放棄し、その結果の被害を前提にさらに膨大な費用を要する対策を立てようとしていると批判されても仕方ない。異常洪水時に河川流量が枯渇して、木曾川に瀬切れが発生すると国交省は言うが、何度も述べてきたように、その原因は河川自流水依存農業用水による取水量の増大と自然現象の相互作用によるものである。従って、異常洪水時の河川環境改善を果すためには、第1に国交省が本来の通常管理業務を行うことによって農業用水による取水量増加を問題として捉え、その上で農業用水の取水抑制を含めた水利権管理を適切に行うことが何よりも必要である。連絡導水路の検討はその後であり、決してその前にすべきものではない。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)</p>	<p>第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設</p>



意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
<p>原案に対する意見</p>	<p>メール</p>	<p>(前ページより)</p> <p>5. 木曾川水系河川整備計画(原案)の根本的な批判</p> <p>流域委員会における10回の審議を経て、2007年11月28日、国交省は「木曾川水系河川整備計画 原案」(国土交通省中部地方整備局2007d)を公表した。その内容については、問題点を中心にはあるが、既に本書で繰り返し紹介してきたことから、ここではこれ以上触れない。以下では木曾川水系河川整備計画(原案)の枠組みに関わる問題点を3点指摘する。</p> <p>(1)財源計画がない河川整備計画</p> <p>第1点は河川整備計画の実施に伴う財政面に関する議論が全くされていないことである。木曾川水系河川整備計画は木曾川水系の今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示すものである。従ってそれは当然のことながら、わが国の今後30年間における税収の推移を適切に予測し、そのうちのどれだけが河川整備に振り向けられ、さらにはどれだけが木曾川水系に配分されるべきかが考慮されていなければならない。そうした財政面の議論がベースにない限り、河川整備計画がどれだけ充実した内容になっていようと、絵に描いた餅に過ぎない。</p> <p>この点において興味深いデータが国交省から出されている。図3は『国土交通白書2006』(国土交通省編2006)の中で、一定の前提の下に将来的な公共事業投資額を予測したものである。ケース1は公共投資額が対前年比±0%の場合、ケース2は対前年比において国が-3%、地方が-5%の場合の予測を示している。これを見ると、国交省は今後4半世紀の展望において、決して楽観的な予測を立てているわけではないことが明らかになる。2つの予測のうち、より楽観的なケース1でさえ、2010年代後半から急激に公共施設の更新費が増加し、新設費は著しい制約を受けることが示されている。予測が悲観的なケース2では、2020年頃に施設更新費の急増を迎えると同時に新設費がなくなり、施設更新費についても手当てできなくなることが予測されている。</p> <p>これらの予測の意味することを適切に理解すれば、現時点において既に私たちは真に必要な事業を除いて、新規の公共事業計画を進めていくことを控えなければならない時期に入っている。そしてE/CがIをわずかに超える程度の連絡導水路計画は、私たちにとって真に必要なものであるという説明に明らかに失敗している。</p> <p>(2)需要管理の発想がない河川整備計画</p> <p>木曾川水系河川整備計画(原案)の2番目の問題点は、需要管理の発想が全くないことである。木曾川水系はこれまで何度も大きな洪水に遭遇しながら、水道用水、農業用水団体等において洪水対策が真剣に検討されてきたとはとても言えない。</p> <p>その最大の理由は、当地域は表面的には洪水を経験するものの、明らかに水資源に恵まれており、異常洪水に陥ったとしても何らかの対応をとることができる、ほとんどの関係者が考えていることによる。</p> <p>さらに当地域は長良川河口堰、徳山ダムという、水資源計画上破綻した巨大水源施設を2つも抱えているために、農業用水をはじめとする既存水利権の合理化や通常時の水需要抑制を目的とした水需要管理対策への誘引が全く働かず、結果的に水の浪費の利用、言い換えれば内なる水あまりに手をつけることなく、ひたすら外延的に水源増強を目指す方向でしか舵を切ることができない。つまり、どのような水利用であろうとも、それを保障し支えるための水源を確保するというのが、当地域の偽らざる姿なのである。</p> <p>そして、それを支えるために膨大な国費を使い、本当にダム等を建設しても異常洪水対策を立てる必要のある地域への資金だけでなく、より重要性の高い他の公共政策へ廻すべき国費を奪い取っているのである。</p> <p>(3)ダム・河口堰建設に伴う環境影響についての理解がない河川整備計画</p> <p>3番目の問題点としてダムや河口堰建設に伴う環境影響についての理解が全くないことである。私たちはI章において、「ダムや河口堰は河川生態系を根本から破壊する。現在、わが国に限らず、世界的にダムや河口堰といった河川に関わる巨大公共事業が批判されている最大原因の1つに環境影響があることは疑いようのない事実である。従って本連絡導水路事業のように、ダム建設を前提にして河川環境を改善するというのは言葉の意味からして矛盾している。いかにダムや河口堰を造らないようにするか、また、造ってしまったダムや河口堰の環境影響をいかに軽減するかが問われているのであり、ダムを造って環境改善を図ろうとする事業に、環境改善という目的は全くもって不適切である」と批判した。</p> <p>しかし、今回提示された木曾川水系河川整備計画(原案)には、長良川河口堰や徳山ダム建設に伴う環境影響を指摘する部分がない。ダム・河口堰建設に伴う環境影響には目をむき、自然現象から発生する河川流量の減少に対してはことさらに騒ぎ立てる。残念ながら、これが国交省の今の姿なのであり、それを見事に体現したのが木曾川水系河川整備計画(原案)である。</p>	<p>(頂いたご意見に対する考え方については、前ページに掲載)</p>	<p>—</p>



意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 会場持参	<p>「木曾川水系河川整備計画(原案)」に対する意見 岐阜市で生まれ育ち長良川をこよなく愛する市民の立場から、第3章にある「木曾川水系連絡導水路の建設」について意見します。 同計画は市民の要望ではありません。長良川に流される平常時毎秒0.7m³の水は、名古屋市工業用水となるものです。長良川は工業用水の導水路の役割を果たすこととなりますから、水質状況に関係なく流されることでしょう。徳山・横山ダムなどで長期間滞留した水が長良川の水質、生態環境を大きく悪化させることは明らかです。濁水時には毎秒4.7m³の水が長良川に導水されます。原案では、「平成6年規模の大濁水で、忠節地点で毎秒11m³の河川流量を確保する」としていますので、長良川が水質的に一番厳しいとき、その3分の1以上が徳山ダムの湖底から流れてくる水になるという悲惨な状況になります。長良川を悪化させることが明らかな同計画を認めることはできません。</p> <p>なお、私たちは、木曾川水系連絡導水路建設計画により徳山ダムの水が長良川に流されようとしていることに、大きな不安と疑問をもち緊急に別紙1のようなチラシを市民に配布するとともに別紙資料2のような新聞意見広告を出し2008年1月16日、市民有志の主催で学習会を開きました。</p> <p>会場には、私たちの予想をはるかに超える約170名の市民が参加し、熱心な学習と討論が交わされました。そこで、明らかになったのは、①計画の内容が市民に知らされていないこと。②長良川への放流が市民の要望ではないこと。③放流される徳山ダムの水が、長良川の水質や環境に少なからぬ影響を及ぼすことが予想されること。等です。そこで、別紙3のような「アピール」を市民に行うとともに、本日(1月18日)岐阜市役所を訪問し要請を行ってまいりました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 木曾川水系連絡導水路の事業実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響低減に努めます。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 会場持参	<p>木曾川水系河川整備計画(原案)に対する意見 意見</p> <p>1. 3-7②遊水地等の整備について 遊水地をつくるなら、長良川河口堰を廃止すべきだ 遊水地をつくることは長良川河口堰の無意味さを事業が自ら示すもの 長良川河口堰の第1の目的は洪水を防ぐ治水である。ところが河口堰が運用されているにも関わらず、更に新たに遊水地の必要を謳うことは、矛盾している。 つまり長良川河口堰は洪水防止に役立たないこと、事業者自らが認めたことである。長良川河口堰は無意味な施設だとの証明である。 遊水地の必要性は否定しない。長良川下流域に幾つかつくることを検討すべきだ。 だが、同時に洪水を防ぐことができず、河川環境を悪化させ環境対策を取らざる得ない状態だと建設者自らが認めざるを得なくなった長良川河口堰を廃止すべきだ。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 長良川の洪水防御は上流にダム建設の適地が少なく、河道の受け持つ流量が大きいため、長良川下流部では他の方法と比較して最も優れた方法である川底のしゅんせつにより洪水を流下させることにしました。 長良川河口堰は、川底のしゅんせつにより予測される塩害を防止する役目をもっていることをご理解いただきたいと思います。 平成16年10月洪水では大臣管理区間においても計画高水位を超える戦後最大洪水が発生しました。 この洪水を安全に流下させるため目標流量を忠節で8100m³/sに変更しました。 河道整備による流下能力の確保は、河口堰に合わせて行う浚渫や伊自良川合流点付近の河道拡幅及び今後行う岐阜市域での河道掘削で対応することとしておりますが、その上で、長良川上流域において遊水地の整備が必要となっております。ご理解願います。</p>	—

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 会場持参	<p>導水路計画について</p> <p>1) 1-23 木曾川水系連絡導水路の実施計画は認められない 徳山ダムの水の使い道が無いとの批判を回避するために、洪水防止目的で遊水池が必要と事業者自身が計画している長良川に徳山ダムの水を導くことは、無駄で無意味で長良川の環境を悪化させる恐れが十分予測される。よって長良川への導水計画は認めない。同じ理由で、木曾川への導水も認めない。</p> <p>2) 長良川への導水目的は欺瞞であり、認められない 長良川への導水目的を動植物の育成へとしているが、これは欺瞞である。 導水がヤマトシジミやアユへの影響を軽減するとの目的は本末転倒である。 長良川の水質悪化、動植物への影響の根元である、長良川河口堰を撤去すべきだ。 第7回徳山ダムに係る導水路検討委員会配付資料「木曾川水系連絡導水路の効果(河川環境の改善効果)」には、「動植物の育成への影響を軽減する」とある。事業者自らが長良川河口堰によってヤマトシジミやアユの育成に影響が出ていることを認めたものである。導水によって育成への影響を軽減するのは本末転倒である。動植物の育成への影響の根元である、長良川河口堰を撤去すべきだ。</p> <p>3) 導水路計画による岐阜県民の税の二重負担は認められない 導水路計画により岐阜県民は国の税金分の費用と、県の負担という二重負担を強いられる。しかも、長良川河口堰による水質の悪化、動植物の生育の悪化を、徳山ダムの水で改善する等本末転倒の負担は、到底認められない。</p> <p>4) 導水路計画は費用が膨大化するの必定であり、認められない 導水路計画は直径4mのトンネルを全長約43kmにわたり建設する計画という。トンネルの掘削口は6m弱のものになるだろう。導水路計画の場所周辺は断層(活断層以外)亀裂が無数に存在し、亀裂はミズミチを伴うものも多数あることは容易に想像できる。こうした地域を43kmもトンネルを掘削することは困難を伴うことは常識で、調査してもしきれない亀裂や断層破碎帯が必ず存在する。したがって、必ず費用が増大し、追加負担を強いることになる。よって導水路計画は認められない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご指摘のような意見も踏まえて流域委員会で議論されました。 その上で、木曾川水系連絡導水路は河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて整備計画(原案)に位置付けました。その後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して河川整備計画(案)としています。 ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 会場持参	<p>木曾三川水系河川整備計画において治水事業は河道掘削等施される事により今以上の安全な生活が出来ると思われま。利水事業においては、三河知多方面における渇水期の水不足は早急な対策が必要とされ、今事業計画における導水事業計画を促進しなければいけません。問題は導水ルートにあります。20世紀に多くの人達が考え出来た施設、又出来てしまった施設等の活用及び一般国民が理解出来やすい事業を望みます。</p> <p>※導水管埋設事業計画の見直しの内容とし</p> <p>(1)岡島頭首工上流部より総量20m³/s導水の内 根尾川(大坂住友セメント本巢工場上流部)へ4.7m³/s放水、その内藪川へ少なくとも2m³/sは流れてほしい。</p> <p>(2)長良川への直接放水はやめるべきです。導水管は今渡りまで埋設せず、岐阜市千疋より各務原用水取入口へ直接導入する。</p> <p>(3)(2)が無理な場合は、岐阜市古津よりサイホンにて市道ミイゾ川原畑線県道三輪川島線を通し、各務原用水から新境川へ放水する。</p> <p>(4)犬山頭首工より導水している羽島用水(現在は5～9月6.5m³/s、10月～4月3m³/s)の水量は1年を通し1.5m³/sとする事により、愛知用水へ5月～9月にかけて5m³/s、10月～4月は2m³/s増水する。</p> <p>(5)新境川増水量の内5月～9月は羽島用水に5m³/s放水し、10月～4月は境川流域には1.5m³/s放水羽島用水に1.5m³/s放水する。</p> <p>(6)新境川導水量15.3m³/sの内木曾川放水量は5月～9月にかけて10.3m³/s、10月～4月は12.3m³/sとする。</p> <p>(7)新境川導水は環境楽園の水活用促進と浄化活動に使用後馬飼頭首工より海部幹線水路にて三河知多方面に導水する。</p> <p>(8)境川流域放水は日野ポンプ場より冬場導水する1.5m³/sと共に流域の水質浄化をし長良川へ放水する。</p> <p>(9)長良川、揖斐川へ導水量 5月～9月9.7m³/s、10月～4月出来れば7.7m³/sになると思います。この水を長良川河口せきより愛知県へ導水する。</p> <p>(10)現在計画が進められている丸山ダム嵩上事業が完了する事により愛知用水の水不足は阿木川ダム・味噌川ダム・牧尾ダム・岩屋ダム等の補水により安定するのではないかと。</p> <p>以上導水事業の予算減及び完了後の管理運営費及び国交省各河川出張所位置等も考え再度調査願います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>木曾川水系連絡導水路のルートについては、河川環境の改善効果や利水補給効果及び経済性等を総合的に検討し、現在のルート案としています。</p> <p>ルートの検討にあたっては、既存の河川や水路の利用も含めて行っていますが、断面不足や通水時の点検等、様々な問題があります。ご理解願います。</p>	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 会場持参	<p>河道掘削に伴う環境整備について 掘削作業により水辺生物は一時的に激減します。事業完了後又生息出来る環境がととのっていけば10年～15年で確認出来る範囲の繁殖があると思います。施工に当り復元かのような計画と前後の調査をお願いします。</p> <p>最後に、私達はその時代時代に川との係わりの中で文化、産業を生み出して来ました。又その時々多くの人達が未来の川づくりにかかわり、現在の川があります。今回21世紀未来の川づくりスタートラインに参加出来る事が出来、感謝と共に次々世代の人達又生物が必要とする川に一步でも役にたてればと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>P3-1河川の整備の実施に関する事項に「・・・緊急性に配慮しながら、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を一連のシステムと捉え、モニタリング、評価を行い、必要に応じて計画、施工、維持管理にフィードバックする。」と記載しており、河川工事による周辺への影響等を踏まえ、必要に応じて調査を実施していきます。</p> <p>また、河川は多様な機能を持ち、人々に安らぎと憩いを与え、水利用を可能にします。このように、治水、環境、利水が全体として調和して、川らしい姿となるものと考え、このような目標で河川の整備を進めていきます。</p>	第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人1	整備計画(原案)は、基本的には賛成ですが、特に配慮していただきたいということにつきまして、下記の3点を要望したい。	—	—
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人1	<p>外来魚について、どの程度いるのか。また、駆除するためにはどのような方策があるか。そういった検討を市民も巻き込んだ形で検討をお願いしたい。</p> <p>駆除には大変難しい部分があると思いますが、これから研究するという部分においてぜひともご配慮いただきたい。</p>	<p>自然再生事業等にあわせ外来種の防除方法や検討会等の設置、また、地域住民等との連携などについても、検討していきます。</p> <p>なお、ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。</p> <p>今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。</p>	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 第3章 河川の整備の実施に関する事項

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 1	堤防道路の管理は、道路管理と河川管理を一元化することで、安全な堤防道路をつくっていただきたい。	堤防は、河川の氾濫による洪水の浸水などを防ぐための施設で、河川法に基づき管理されています。一方、道路はその堤防を利用した施設で、道路法に基づき管理されていることから、一元化することはできませんが、今後も道路管理と連携調整を図りながら効率的な管理に努めていきます。	第3章第2節第1項1 (1) 堤防の維持管理
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 1	堤防除草のコスト低減策として、野焼き、刈取草の現場焼却の復活を希望する。	野焼きについては、地球温暖化等の環境問題、地方自治体の意向をお聞きし年々減少してきています。 除草における刈草の処理については、環境負荷の少ないリサイクル、及びコスト縮減に努めていきます。	第3章第2節第1項1 (2) 堤防除草
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 2	木曽川では、一昨年からとうとう川底が現れるようになってしまい、川が干上がってしまわないことが地域住民の願いであり、なぜこんなふうになってしまったのか根本的なことをよく考えてとにかく早急に水を確保してほしい。	流水の正常な機能の維持のため、新丸山ダムの建設や、異常湧水においても河川環境の改善を図るため、徳山ダムに確保された湧水対策容量の水を導水する木曽川水系連絡導水路を整備するとともに、水利用の合理化を推進し、維持流量の一部を回復します。	第3章第1節第2項2 (1) 河川環境の改善
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 2	広い砂浜であった場所が河畔林で埋めつくされてしまい、堤防からも全く川が見えなくなりました。河畔林を伐採することは簡単であるが、根本的な原因を直さないと無駄なお金を使うことになるので、原因を明確にして河畔林対策をやっていただきたい。	原因としては、河床低下、滞筋の固定化などが考えられます。 伐開後の樹木についてはモニタリングを実施し、樹木管理を適正に行います。	第3章第2節第1項3 (2) 樹木の維持管理
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 2	笠松町は堤防を造るために250戸が移転し、行政に協力した。時代の流れとともにシャッターの街になってしまった。皆が利用できる河川敷になるよう、住民の声を聞いて進めて欲しい。	自然を保全する場所、利用を促進する場所など地先毎の目的にあわせた整備を行います。地域の方々が利用しやすくなるよう配慮していきます。	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 3	行政だけではなく、市民が入ることによって、よいアイデアで生物と共存できるよい流域ができるのではないか。	ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。 今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 3	徳山ダムのすばらしい景観及び流域のすてきな景観を残しながら、利水や環境保全をし、世界に誇れる貴重な水というのを活かしたい。	引き続き、河川環境に配慮し、安全・安心のため、河川事業に努めてまいりますので、ご理解・ご支援をお願いいたします。	—
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 4	徳山ダムは揖斐川流域住民の安全安心を得るために、利水治水が最優先されるべきであり、これからは徳山ダムの水量におんぶができて、また安心して利水させていただけるのではないかと期待している。	今後とも適正な水利用と安定供給に努めてまいります。	—
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 4	導水路計画は、余剰水の範囲で互いに助けあって利用する分においては道義的観点から理解できる。	水系総合運用に向け、木曾川水系連絡導水路の整備を進めて行きます。	—
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 4	できるだけ早く水力発電の開発に向けて進んでほしい。	頂いたご意見は、施設管理者である水資源機構や電力関係者に情報提供します。	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 4	徳山ダムの完成によって、過去洪水被害にあった地域が均等に守られるような気がしますので、今後とも整備を継続して我々が安心・安全で生活できるようにお願いしたい。	揖斐川においては、戦後最大洪水となる洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標としており、徳山ダムの完成に加えて、引き続き必要な水位低下対策、堤防強化等を実施して、地域住民の皆様が安心・安全に生活できるように事業を推進していきます。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 5	不必要で弊害の大きい木曾川水系連絡導水路に予算を獲られて、必要な治水事業が遅延することの懸念	河川の整備あたっては、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えており、必要な治水対策と併せ、利水・環境面から重要な木曾川水系連絡導水路の整備を進めていく考えです。	第3章 河川の整備の実施に関する事項 第3章第1節第2項2(1) 河川環境の改善

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜 会場) 公述人 5	<p>国交省が木曾川水系整備計画の策定をこんなにも焦って急いでいるのは、非常に問題の大きい新規事業である木曾川水系連絡導水路建設を何よりも優先しているからです。</p> <p>この導水路事業は有害無益な事業だと考えています。有害であることの理由の一つは導水路事業が優先されることによってほかの治水事業が遅れるということです。</p> <p>こうした特殊な建設事業があると、「さっさと完成させないと事業費が膨らむ。だからほかを削っても優先するんだ」という論理が働きます。この具体の例を大垣市西部の水害常襲地域荒崎地区というところの水害と、2004年度徳山ダム建設事業費増額の問題ではっきりと見てとれます。牧田・杭瀬の合流点の改修事業の事業費を削って徳山ダムにほうり込んだ、これが現実です。</p> <p>岐阜県の河川整備状況をみると、大臣管理区間や県管理区間に危険なところがあります。</p> <p>お金の面では、国からの補助がないと岐阜県は何もできないというのが現状です。</p> <p>また、河川環境の保全というのは、非常に重要だと思っています。</p> <p>だからこそ、この連絡導水路事業に反対します。河川管理の一番の重要問題は流域に暮らす人の安全だと信じています。だからこそ、必要もない、害が大きい木曾川水系連絡導水路に予算を取られてしまうこのような河川整備計画(原案)には強く反対いたします。</p>	<p>河川の整備あたっては、治水・利水・環境が調和されながら達成されるよう、総合的な視点で実施することを考えています。木曾川水系連絡導水路は河川環境の改善及び利水導水のため必要な事業として、節水対策や農業用水などの水利用の合理化も併せて河川整備計画(原案)に位置付けました。その後、学識者や住民の皆様からのご意見を総合的に判断して河川整備計画(案)としています。</p>	第3章 河川の整備の実施に関する事項 第3章第1節第2項2(1) 河川環境の改善
原案に対する意見	公聴会 (岐阜 会場) 公述人 6	<p>整備計画(原案)については、概ね賛成である。</p>	<p>河川整備基本方針に示された将来計画に向けて、段階的に安全度を向上する計画目標等により計画的に整備を進めていきます。</p>	第2章 河川整備計画の目標に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (岐阜 会場) 公述人 6	<p>河道内の樹木が樹林化しており、洪水時にはゴミの堆積場所になっており、また心ない人の不法投棄の場所となっているので、検討委員会を設けて、地元を含めながら河畔林について検討してほしい。</p>	<p>治水上や河川管理施設等に影響を与える樹木については、環境に配慮し、伐開等を実施していきます。伐開後の樹木については、モニタリングを実施し、樹木管理を適切に行います。</p>	第3章第2節第1項3 (2) 樹木の維持管理

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 6	外来種についても、是非検討委員会を設置していただき、河川ごとにどのような方法で外来種を駆除していくかを検討していただきたい。	自然再生事業等にあわせ外来種の防除方法や検討委員会の設置などについても、検討していきます。 なお、ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。 今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 6	長良川は数年前から白い玉石の河原がなくなりつつあり、また外来種のシナダレスズメガヤの群生が広がってきました。これらについて元の白い川原に戻すためにも、今の外来種対策をきちんとやっていただきたい。	河川環境の整備と保全については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした環境の再生に努めることとしており、外来種対策については、防除の方法などについても今後検討していき、適切に対処していきたいと考えています。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 6	環境の整備メニューに、長良川の外来種対策が入っていない。長良川に外来種がないわけではないので、もう少し整備計画の中で検討をお願いしたい。	河川環境の整備と保全については、環境の変化に応じて対応していくこととなり、木曾川の施工の場所に記載している「外来生物対策」は、現時点で確認されている対策の優先度が高い場所となっています。 長良川においても、環境の変化を捉え、外来種対策も含め、適切に対処していきたいと考えています。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 7	現在の導水路事業は、ルートに非常に問題があるのではないかとおもっており、長良川への直接放水の見直しや既存の施設を最大限活用できるルートとするなど、我々一般住民がみても、理解できる事業にしてほしい。	総合的な観点から、現在のルートを設定しており、引き続き、環境調査なども含め、詳細な調査・検討を進めてまいりたいと考えています。	第3章第1節第2項 3 渇水及び異常渇水対策
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 7	河道掘削では工事により生物はほぼ激減するが、長期で見れば復元する。工事にあたり、フィールド調査を1～2年でなく長年しっかり実施して欲しい。	P3-1 河川の整備の実施に関する事項に「…緊急性に配慮しながら、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリング、評価を行い、必要に応じて計画、施工、維持管理にフィードバックする。」と記載しており、河川工事による周辺への影響等を踏まえ、必要に応じて調査を実施していきます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 8	本計画の流水管理計画・水利用については、既存の農業水利権の見直し、水需要が不十分な上で策定されたものであり、反対するものです。	水利権許認可については、これまでも適性に審査を行ってきたところですが、引き続き、河川水の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて、水利権の見直しを行い、合理化を進めていきます。	第3章第1節第2項1 (3) 適正な水利権許認可
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 8	既存のかんがい用水量が減らない理由として、地下水涵養量の増大、配水管理用水量の増大等が挙げられているが、かんがい揚水量を決定する主な要因である純用水量(面積に起因)は大きく減少しており、先の要因を挙げて減少しないと説明することは不十分であります。	農業用水の水利審査においては、受益面積等も考慮して適正に審査しています。引き続き、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて、水利権の見直しを行い、合理化を進めていきます。	第3章第1節第2項1 (3) 適正な水利権許認可
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 8	昭和61年の渇水で、三浦や朝日ダムからの応援補給による減電補償を払うということで水利調整が行われて渇水を逃れたことから、既存の施設を有効利用すれば、新しい施設はつくらなくてもいいのではないかと感じている。したがって、水利用調整などのソフト対策を検討せずに、ハード対策だけで特化する計画に非常に問題があると感じる。	平成17年の渇水では、取水制限の強化と併せダム等の総合運用等によりダムの枯渇を防ぎ、深刻な渇水被害を回避するなど、ハード対策のみならず、ソフト対策についても実施しています。 河川整備計画(案)においても、木曾川水系連絡道水路の整備だけでなく、渇水時及び異常渇水時の対応として、利水者相互間の水融通の円滑化や、ダムの枯渇を防ぐためのダム等の総合運用等実施する旨のソフト対策についても記述しており、ハード・ソフト対策が一体となった渇水及び異常渇水対応	第3章第2節第2項1 (2) 渇水時及び異常渇水時の対応
原案に対する意見	公聴会 (岐阜会場) 公述人 8	流域委員会が、水利用実態を十分に議論するような委員会になっておらず、委員の資質について非常に問題がある。	水利使用実態及びふれあい懇談会で頂いたご意見を踏まえ、流域委員会において議論して頂いています。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 1	飛騨川と木曾川の河川開発が非常に発電専用につくられているという大きな問題点がある程度改善しようとするのが、新丸山ダムです。一日も早い完成が沿川住民の悲願であります。	新丸山ダムの建設については、河川整備計画(案)において、「洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項」、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に位置づけています。新丸山ダムについては、早期完成に向け着実に事業を推進していきます。	第3章第1節第1項1(3) 洪水調節機能の強化 第3章第1節第2項2(1) 河川環境の改善

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 1	木曾川水系の河川管理は国が一括して一貫した新しい考え方で行われるので、河川管理が分断されることがあってはならない。	木曾川水系では、整備の長期的な方針として、水系一環で「木曾川水系基本方針」を策定しており、今後も関係自治体等と連携しながら、水系一環の管理に努めていきます。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 2	受益面積の減少に伴って、水利権を減らすべきとの声もありますが、末端水路の60%が開水路で、地形的に高い圃場があればその圃場まで送水するためには今までと同じ量の水が必要です。	許可水利権については、使用水量の実態や受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水利権の見直しを適正に行うこととしています。	第3章第1節第2項1 (3) 適正な水利権許認可
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 2	農業用水の保全と取水の安定化になお一層配慮いただくとともに、木曾川連絡導水路事業の推進など、渇水に強い木曾川を実現すべきである。	水利権の適正な見直しを行うとともに、渇水時及び異常渇水時を含め、流況の改善のため木曾川水系連絡導水路の整備を進めていきます。	第3章第1節第2項1 (3) 適正な水利権許認可
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 3	今後、刻々と変化する地球環境や社会構造、地球温暖化、人口問題等の変化に応じて、基本計画にとらわれず柔軟に対応させることが重要であり、それには詳細な整備行程表も必要です。また、今回未計画の整備区間や、整備計画の詳細メニューについての継続計画も要望します。	河川整備計画(案)は、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めることとされており、整備スケジュールについては、今後、具体的な事業計画を検討していくなかで対応していきます。 また、河川整備計画(案)は現時点の流域における社会経済状況等を前提として策定したもので、策定後の状況の変化等に応じ、適宜見直しを行うこととしています。	第2章第2節 整備計画対象期間
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 3	潤いと安らぎを与える川、魚のいる川、安らぎのある空間と景観維持による人と川とのふれあいの増進をしっかりと推進していただきたい。	木曾三川を特徴付ける歴史的、自然的、文化的な河川景観や親水空間としての良好な水辺環境の保全・整備を図ります。	第3章第1節第3項 2 川と人とのふれあい増進

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 3	的確な事後評価の結果や変更内容等を、常に情報公開され、又、住民への情報の普及方法についても十分に検討されるべき。	本計画に基づく事業の実施状況等については、広報誌やホームページ等への掲載を通じて地域住民の皆様に周知するよう努めるとともに、情報の普及方法については、引き続き検討していきたいと考えています。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 3	この大計画の結果が、地域の安全で安心な社会と環境の整備維持として、住民の目に見え、肌で感じる整備であることを願ひ、又定期的な「懇談会」の開催を強く希望します。	ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。 今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 4	現在野球で使用しているグラウンドが、隣接するピクニック広場拡張工事により使用できなくなることについて、その工事の着工延期を要望するとともに、具体的計画、詳細を開示していただいた上で、話し合う場が必要であると考えます。	国営公園整備の範囲については、従前から計画等を稲沢市(旧祖父江町)に説明し、調整等してきています。引き続き、占用者の稲沢市を通じて、利用者と今後のグラウンドの使用等について調整等をしていきます。ご理解ご協力をお願いします。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 4	ピクニック広場拡張は、空き地までとしていただき、河川敷グラウンドは今までどおり使用させてほしい。	国営公園整備の範囲については、従前から計画等を稲沢市(旧祖父江町)に説明し、調整等してきています。引き続き、占用者の稲沢市を通じて、利用者と今後のグラウンドの使用等について調整等をしていきます。ご理解ご協力をお願いします。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 5	平成9年、河川法で治水、利水に環境が加えられましたが、位置づけとしては3本の柱ではなく、私たち生物の母体である自然環境のもと、礎のもとに治水、利水を考えなければいけない。	治水、利水、環境のそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、総合的な視点で推進することとしてます。	第3章 河川の整備の実施に関する事項

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 5	この半世紀河川にもたらしたさまざまな環境負荷については、高所から純粹に反省する必要がある。	頂いたご意見は、今後の河川行政の参考とさせていただきます。	—
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 5	後世に残すべき川づくりは、生活域の目の前にある川だけではなく、山の一帯から海に至る流域全体を通して考える必要がある。	河川環境の整備と保全に関する目標として、木曾川水系として、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曾三川らしい河川環境を目指していきます。	第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全に関する目標
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 5	豊かな川づくりにおける環境課題協議の進め方として、河川管理者が主となり、流域全体の中にかかわりを持つ行政・学識者・企業・団体・市民・あらゆる人達と勉強会を立ち上げ、自然再生への考え方の一元化、及び環境意識の醸成をはかってほしい。	木曾三川を活動や学習の場としている地域住民や市民団体等関係機関と一体となった取り組みや連携、協力して支援するなど、勉強会等の設置についても、今後、検討していきます。 なお、ご意見をふまえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。 今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。	第3章第1節第3項2 (3) 地域住民やNPO等との連携の推進 第3章第1節第3項3 (3) 地域住民やNPO等との連携の推進 第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 5	川づくりの大切な要素となる自然再生には、流域の動植物の目線が必要不可欠である。	頂いたご意見は、今後の河川行政の参考とさせていただきます。	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (一宮 会場) 公述人 6	整備計画(原案)は、ふれあい懇談会で出された多くの意見・要望が随所に修正されており、大変高度な計画だとおもいますので、全面的に賛同します。	引き続き、計画的に整備を進めていきます。	第2章 河川整備計画の目標に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (一宮 会場) 公述人 6	今後相当早い速度で温暖化が進んでくると予想されるため、自然環境の微妙な変化を掴み、長期計画の速度もそれに合わせて逐次変更していく必要がある。	温暖化については、新しい課題として、現状と課題に記載しています。また、河川整備計画(案)は現時点の流域における社会経済状況等を前提として策定したもので、策定後に新たな知見、技術の進歩等により必要がある場合は、対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしています。	第1章第2節第5項 新しい課題 第2章第2節 整備計画対象期間
原案に対する意見	公聴会 (一宮 会場) 公述人 6	第一に安全な川であるべきなので、治水の不安な地域の早期の解消をお願いしたい。	河川整備計画(案)は、戦後最大洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標としています。そのために、河道断面積が確保されていない場合は、河道掘削や樹木伐開を実施します。また、必要な堤防の高さ・断面が不足している箇所や浸透に対する安全性が低い箇所については、築堤、護岸の整備や堤防の浸透対策を河川全体のバランスを踏まえて実施していきます。	第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止 又は軽減に関する目標 第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止 又は軽減に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (一宮 会場) 公述人 6	川と人とのふれあいの増進に努め、自然環境を損なわずに潤いと安らぎのある三川の整備を希望する。	ご指摘のとおり、川と人とのふれあいの増進に努め、自然環境を損なわずに潤いと安らぎのある三川の整備を進めていきます。	第3章第1節第3項 2 川と人とのふれあいの増進

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (一宮会場) 公述人 6	常に問題意識を持ちつつ長期計画の推進をお願いしたい。	河川整備計画(案)は現時点の流域における社会経済状況等を前提として策定したもので、策定後に新たな知見、技術の進歩等により必要がある場合は、対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしています。	第2章 第2節 整備計画対象期間
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 1	多度川、肱江川の堤防の早期完成を望む。 多度川上流部の樹木伐採、赤沢川との合流部の浚渫を行うことによって、川の流れをよくすること。	多度川・肱江川の整備及び多度川の樹木伐開については河川整備計画(案)に記載しております。赤沢川との合流部については、河川巡視や定期的な横断測量の実施により、現地状況を把握し、必要に応じて対応をしていきます。	第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第1節第1項1 水位低下
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 1	迅速な水位情報の提供をし、安全・安心の体制を整えて欲しい。	水害による被害軽減のため、地方公共団体が主体となって実施する水防活動については、国土交通省、地方公共団体、水防管理団体が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備えます。 住民への情報伝達は、河川情報システム等を用いて提供を行うことを考えています。 国土交通省ではリアルタイムの河川情報が入手できるよう情報提供しています。参考にしてください。 http://www.bosaijoho.go.jp/radar.html/a_top	第3章第2節第1項9 (2) 水防に関する連携・支援 第3章第1節第1項4 (2) 被害を最小化するための取り組み
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 1	樋管ゲートにマイターゲートの設置を望む。	河川整備計画(案)に記載していませんが、事業を行うにあたっては、所要の機能が維持・発揮できるよう、また施設操作に支障をきたさないよう、当該樋管(香取北樋管)の老朽化対策と併せ、逆流防止ゲートについても構造等検討の上、設置していきます。	第3章第2節第1項 2 樋門・樋管、排水機場等の維持管理

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 1	効果的な河川工事にするためには、地域住民との会話が大切である。	ご意見を踏まえ、P3-1河川の整備の実施に関する事項に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」と河川整備計画(案)に追記しております。 今後も河川の整備に関して、地域住民の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。	第3章 河川の整備の実施に関する事項
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 2	多度東地区はゼロメートル地帯で、天井川である肱江川の増水や堤防強度が心配。	河川整備計画(案)に記載しております。	第3章第1節第1項1 (1) 河道掘削・樹木伐開 第3章第1節第1項2 堤防強化
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 2	肱江川について、中断している堤防強化工事の早期再開を望む。 中須橋の早期掛け替えを望む。	河川整備計画(案)に記載しております。 中須橋の架替については、施設管理者である三重県と連携して架け替える計画としています。早期に実施出来るよう施設管理者と協議・調整します。ご理解願います。	第3章第1節第1項2(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第1節第1項1(2) 横断工
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 2	納得のいく水利権の運営をしてほしい。	許可水利権については、現状の使用実態、受益面積、使用量などが権利と比べて適正か、更新の際など定期的に調査しています。 いただいたご意見を受け止め、適正な水利用が行われるよう努めていきます。	第3章第1節第2項1 (3) 適正な水利権許認可
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 2	塩分濃度が高くなってきているように思うが、原因調査を実施し、説明願いたい。 また、その対策もお願いしたい。	河口部汽水域は地盤沈下等により、昔より塩分濃度の高い塩水が上っている可能性はあります。 汽水域のデータを整理し、今後調査・検討していきます。	第3章第1節第3項4 (2) 汽水域、緩流域の水質保全

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 3	田鶴境地域は、西輪中地域より海拔が低いが、排水能力は田鶴境地域の3.25㎡に対し、西輪中地域の8.25㎡は納得できない。	南部排水機場は、計画排水量整備済みです。ご理解願います。 なお、河川整備計画(案)では、背後地の状況変化等により新たに内水対策の必要性が高まった地区の河川については、内水の発生要因等について調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施することとしています。	第3章第1節第1項 3 内水対策
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 4	長島地域高潮対策について ・長島地域の高潮対策の未完成部分の早期完成。 ・木曾川右岸の高潮対策工事 ・白鷄防災拠点の早期完成 ・伊勢大橋の早期着工 ・長島海岸の耐震対策工事	河川整備計画(案)に記載しております。 なお長島海岸においては、県管理区間であるため、三重県に情報提供します。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第1節第1項1 水位低下 第3章第1節第1項4(1)①河川防災ステーション等の整備
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 4	徳山ダムの導水路分割案について ・十分な環境調査の上、下流域に影響を及ぼさないように進めて欲しい。 ・長良川河口堰の水利用の取水方法について ・木曾川成戸地点で毎秒50トンを確保する木曾三川協議会の約束が守られていない。	導水路については、生態系を含む十分な環境調査を実施し、導水先の河川環境との関係に配慮していきます。 なお、長良川河口堰で開発された水を通常取水する場合には「河口堰直上流から」との方針に変わりはありません。 現在、利水運用に適用している取水及び貯留制限流量は維持するとともに、確保については異常渇水時においても40m ³ /sを確保するとともに、今後とも水利用の合理化を促進していきますので、ご理解願います。	第3章第1節第2項2(1) ② 木曾川水系連絡導水路の建設 第3章第1節第2項1 (2) 取水及び貯留制限流量の維持

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 4	赤潮対策等のため、水質浄化等による対策をお願いしたい。	伊勢湾流域の関係省庁の出先機関及び県・市等関係地方公共団体は、「伊勢湾再生推進会議」〔平成18年(2006)2月2日設立〕を設けて、協働・連携して伊勢湾の環境改善に向けて取り組みを始め、平成19年(2007)3月23日に、「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。 この「伊勢湾再生行動計画」に基づき、伊勢湾流域関係機関と協働・連携して、伊勢湾の再生に必要な環境改善に努めていきます。 木曾川・揖斐川汽水域での流量の減少時には溶存酸素濃度の低下や赤潮の発生がみられるため、潮汐、流量、水温、日照等の諸条件と水環境の関係について調査・研究を進めていきます。 長良川河口堰の湛水区域についても、実態を把握するためのモニタリングやDO対策船による深掘れ箇所の溶存酸素濃度の回復対策などに加え、水質の予測・改善のための新しい技術対応に向けた調査・研究を進めていきます。	第3章第1節第3項 4 水質の改善
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	東海地震・東南海地震の対策が求められている。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のあった東海・東南海地震については、河川整備計画(案)に記載しております。なお、現在の対応状況につきましては、兵庫県南部地震と同規模の地震に耐えられる整備が完了しており、引き続き揺れが大きく継続時間が長い地震についての対応策を検討していきます。	第3章第1節第1項2 (3) 地震対策の推進
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	想定以上の雨量、洪水に対する対策についても検討して欲しい。	計画規模を上回る洪水等が発生した場合の被害を軽減するため、防災関係施設の整備などハード対策とハザードマップの作成支援などソフト対策とが一体となった総合的な被害軽減対策を関係機関等と連携しながら推進します。	第3章第1節第1項4 (2) 被害を最小化するための取り組み
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	想定以上の渇水に対する対策についても検討して欲しい。	新丸山ダム及び木曾川水系連絡導水路の早期完成に向けて事業を推進すると共に、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用するため、水系全体の総合運用を関係機関と調整し、その実施に努めます。	第3章第1節第2項 3 渇水及び異常渇水対策

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	導水路計画は下流部への影響(貝あるいはノリの養殖)を想定して進めていくべきである。	木曾川水系連絡導水路については、生態系を含む十分な環境調査を実施し、導水先の河川環境との関係に配慮していきます。	第3章第1節第2項2(1)② 木曾川水系連絡導水路の建設
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	小さな島の輪中の中へ多くの観光客が訪れるこの下流域において、洪水・地震が起きた場合、どう救援対策を講じるのか。	計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合の被害を軽減するため、既存施設を活用しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進します。 加えて克災の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進します。 観光客の出入りする輪中地帯における救援対策についても今後検討が必要であると考えています。	第3章第1節第1項 4 危機管理対策
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 5	素晴らしい景観をもった下流域において、治水対策とあわせて環境の整備も大切である。	河川整備計画(案)では、多自然川づくりに取り組むものとし、良好な自然環境の保全に努め、河川環境に影響を与える場合には、施工形状、工法の工夫や代償措置等により、影響の低減を図ることとしています。	第2章第3節 河川整備計画の目標
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 6	堤防占用料について、合併後料金引き上げに問題あり。	河川の占用については、国土交通省で許可していますが、占用料の取り扱いには県が行っています。 頂いたご意見は、県に情報提供します。詳しい話は三重県桑名建設事務所にご確認下さい。	—
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 6	水利権について、揖斐川用水を利用している下流域住民に対する配慮をした後において木曾川の取水をすべき。	揖斐川の河川流況に十分配慮していきます。	—

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 6	多度・肱江川の早期整備、両河川河口より上流の揖斐川右岸の改修を求める。	河川整備計画(案)に記載しております。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第1節第1項1 水位低下
原案に対する意見	公聴会 (桑名会場) 公述人 6	肱江川の改修(中須地域)と同時に中須橋の架け替えの早期実現を求める。	河川整備計画(案)に記載しております。 中須橋の架替については、施設管理者である三重県と連携して架け替える計画としています。早期に実施出来るよう施設管理者と協議・調整します。ご理解願います。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 第3章第1節第1項1(2)横断工作物の改築 第3章第1節第1項1 水位低下